

## 第 2 日

1. 令和6年3月12日午前10時00分招集
2. 令和6年3月12日午前10時00分開会
3. 令和6年3月12日午後3時18分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸 要一	10番 笹淵賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)  
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 有働和明	書 記 鴨川奈々	
------------	----------	--
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 石原佳幸	教 育 長 米田加奈美	
総務課長 石原康司	地域振興課長 野田敏治	
建設課長 中嶋啓晴	税務課長 大山和説	
住民環境課長 中原寿郎	まちづくり課長 坂口圭介	
保健子ども課長 宇野貴子	福祉課長 前田洋子	
農林振興課長 上原克彦	農業委員会局長 池上圭造	
学校教育課長 鍋島忠隆	社会教育課長 益永浩仁	
特養施設長 前淵康彦	病院事務部長 高木浩昭	
会計管理者 松尾 修		
12. 議事日程  
日程第1 一般質問

---

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は4人の議員に一般質問通告書によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答方式で行います。

第2項目めからの質問は質問席から行います。

第1答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、竹下議員の発言を許します。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） おはようございます。

（おはようございます）

8番、竹下周三でございます。3月定例会一般質問の初日、1番目の登壇であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今日は、早朝より議会聴講においでの皆様、またモニター越しに視聴いただいております皆様、ありがとうございます。

先日の2月5日の菊水中、三加和中の生徒さんによる第1回子ども会議が開催されました。私は別室で視聴させていただきましたが、その内容をまず、御案内をしたいと思います。

福祉関係で独居老人と上手な関わり方について、スポーツ振興関連では体育館等の空調設備について、交通安全対策では交通渋滞と信号機の設置について、人口減少対策では新たな産業、企業誘致、移住定住について、学校教育関連ではW i - F i 環境の充実について、環境問題で清流を取り戻すための計画について、まちづくり提案では魅力のある飲食店または商店等の誘致支援について、交通機関の充実ではスクールバスや相乗りタクシーについて、和水町の大きな宝を広い林野と捉えて、既存の施設または自然環境の活用について、環境資源の見直しで新たな観光スポット開発について等の質問がなされました。

どの質問も、現在の我が町の問題点を射抜くすばらしいものであったと思います。

3月定例会の初日、石原町長より施政方針がなされました。

随所にこの中学生の質問が生かされていたと思います。すばらしい子ども会議だったと思います。私も議員としての役割をいま一度、考えさせられるきっかけとなりました。内容もさることながら、堂々とした態度、間合いなどすばらしく、節度ある質問だったと思います。

また、明確なテーマをしっかりと設定した内容であり、各自の思いが上手に組み込まれていたように思います。

私は、今日は和水町が生み出したお2人の人物像、業績にテーマを絞りながら、町としてこれ

までの認識と、これからどのようにして町政に生かしていけるかということ、そういう思いから質問をしたいと思います。

それでは、会議規則67条の2項の規定により、質問を始めます。

質問事項1、我が町の文化遺産継承について。

質問要旨（1）秀島由己男氏の遺品他、現在の状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

答弁は簡単明瞭にお願いいたします。

この後の質問は質問席で行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、おはようございます。

（おはようございます）

それでは、竹下議員の質問にお答えします。

質問事項の1、我が町の文化の継承について。

質問の要旨（1）「秀島由己男氏の遺品他、現在の状況と今後の計画について問う」についてお答えします。

版画家である秀島由己男氏は、昭和9年に水俣市でお生まれになり、銅版画作品を多く制作されています。平成4年に和水町津田に転入され、代表作「春の城」シリーズなどの多くの作品を制作されましたが、平成30年10月に御逝去されました。作品は熊本県立美術館や熊本市現代美術館をはじめ全国各地の美術館で個展が開かれるなど、日本を代表する版画家の一人です。

町では、秀島氏の移住を契機に平成7年度から平成14年度にかけて作品を購入、また寄贈いただき、176件の版画を所有保管しています。また、秀島氏の自宅に所蔵されていた膨大な作品等については、親族から町に取扱いを一任され、令和2年度から調査を行っているところです。

今後は、作品の展示など、町民の皆様に広く秀島氏の作品、功績を知っていただけるように取り組んでまいります。

詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君）

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 竹下議員の質問要旨（1）「秀島由己男氏の遺品他、現在の状況と今後の計画について問う」についてお答えします。

教育委員会では、旧三加和町時代に秀島先生から寄贈または購入した合計176件の作品を、現在、三加和公民館に保管しております。また、秀島先生の御自宅に所蔵されていた作品等につきましては、平成31年4月に秀島先生の親族と協議の上、作品等を保管しているところです。

その後、美術館学芸員等の専門家に指導の下、作品の清掃、熊本県立美術館発行の図録を基に、作品内容等の情報確認、写真撮影、調査表の作成を行うなど、調査・整理を行っているところです。現在、約1,300点の調査が完了したところですが、残りの作品、その他資料及びコレクション、その数およそ300点につきましては、引き続き、調査を行ってまいります。

これまでの活用としては、毎年、開催している和木町文化祭において、秀島由己男展を催しております。しかし、啓発が十分ではなく、秀島先生の作品を知らない方も多くいらっしゃるかと思います。

今後は、秀島先生の顕彰も含め、社会教育や学校教育の分野で活用していけるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。お生まれから和木のほうに転入された経緯をお話いただきましたけれども、人物像について何か御存じの部分があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 竹下議員の御質問にお答えします。

人物像につきましては、私、実際まだ秀島先生とお会いしてお話ししたことはありません。作品を通じて先生の作品に対する熱意、思い、また、作品に対する価値は理解をしておりますけれども、人物像については把握はしていません。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） それでは、人物像は御存じないと。

実績といいますか功績といいますかね、秀島先生がなされた功績について、何か分かるところがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 竹下議員の御質問にお答えします。

功績につきましては、まず、最初の受賞ですけども、熊日総合美術展に出展し熊日賞を受賞されたのを皮切りに数多くの賞を受賞されておられます。その後に群馬県桐生市にあります大川美術館のほうで秀島美術展の開催、神奈川県立近代美術館でまた秀島先生の個展が開催されております。

熊本県におきましても、県立美術館、あと熊本市現代美術館でも先生の個展が開かれておまして、作品につきましては非常に高い評価を得て、全国各地で先生の個展が開かれている状況であります。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 今、至るところで賞を頂いたり展覧会をやったという説明はいただきましたけれども、和水町においでになったと、こんなにすばらしい実績をお持ちの方が和水町においでになったということですけど、その経緯について御存じであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 御質問にお答えします。

私の聞くとところによりますと、まず水俣市にお生まれになり、その後、勉強をされて東京のほうに行かれます。その後、いろいろな方々と勉強する中で、一度、熊本県に帰られてこられます。そのときは山鹿市のほうに転移されます。

その後、その生活の中で平山温泉と三加和温泉によく入られていかれたそうですけども、その中で三加和温泉を非常に利用されて、この温泉を気に入られて、津田のほうに土地、家を購入して移住されたということは聞いております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 経緯もお話をいただいたということでございます。

それでもう一つお伺い、先にしておきますけれども、水俣病に関わるような、石牟礼道子さんという作家がおられます。あの方の挿絵をされたということで熊日の連載記事にも載っております。いろいろな面でその石牟礼さんとの絡みが深いというふうにお伺いしておりますけれども、その辺の認識はございますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 御質問にお答えします。

まず、石牟礼道子さんという方も水俣市出身ということで、秀島先生が若い頃から知っていらっしゃるということです。

まず、彼岸花という作品の画集の中で石牟礼道子さんと共同の発表をされている出版物があります。その後、有名なのが熊日に連載されました「春の城」という中での銅版画の挿入絵を秀島先生が携われたということで、この「春の城」シリーズにつきましては、熊日新聞の連載小説でありましたので、県民の方々が多く知るところであります。

そのことについては以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 大筋、御認識をいただいていると思えますけれども、私のほうで調べたとかお尋ねした案件を申し上げますと、秀島由己男さんはちょっと厳しい環境の中で大きくなられたと。お父さん、お母さんが19歳、20歳ぐらいで両方亡くなられておると。そういうことで

学校に行くのもなかなか厳しい状況の中で、学校で用務員として仕事をされておったと。小学校であると思います、用務員をされた中で、絵を書くのが好きだったというような状況から始まって、いろいろなすばらしい先生の指導を受けながら絵を始められたと。16歳のときに、石牟礼道子さんとお会いになつてるといふようなお話もお伺いしております。

私がここで、この和水町にどうしておいでになつたのかとかということも、先ほどちょっとお話ししました。温泉が好きだったからというのも一つあるかもしれませんが、やはり秀島先生の、秀島さんの生い立ち、これまでの人生の中で和水町というのがどれだけこの風土が秀島先生に合っていたのか、調合が取れていたのではないかなと私は思います。

そして、秀島先生のいろいろな作風を見ていると、やはり弱き者を助ける、苦しみを訴える。まずは水俣病から始まっていると思いますけれども、その精神といいますか、そこが私は一番、和水町にとって重要な部分であるのかなと思います。

生前は、人的にはあまりに万能で人と接することが得意ではなかつた方ではありますけれども、やはりそれなりにすばらしい人材の中で、その余生といいますか、作品作りをしておられるということ。一説によると、春の城の島原の乱ですかね、あれもやはり和水町の戦国まつりで今、私どもが表わしておりますような・・・を含めたところで、作を作られたといふようなお話も聞いております。

最近ですけれども、石牟礼さんが亡くなられたということで、よく新聞紙上でもテレビでも出しておられますけれども、水俣のほうでかなりそういうのが機運が高まっているといふようなことで、石牟礼道子さんのことについて何か御存じなことがあれば、関わりがありますので、もしあればお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 御質問にお答えします。

石牟礼道子先生ですけれども、県内はもちろん全国に通用する作家の先生だということは周知をしておるところであります。また、秀島先生と非常に仲のよい状況で、同郷ということで、秀島先生のお姉さんみたいな状況だったといふこともお聞きをしておるところでございます。

作品等の内容についてはちょっと手元に資料がございませんけれども、有名な作家の先生だといふことでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 無理やり結びつけるのも問題があるかもしれませんが、16歳のときから今90歳近くまで長く生きられた中で、同じ年の数か月前後に亡くなられているということです。

私も、秀島先生とは面識がございまして、あちこち一緒に動いたことがございますけれども、秀島先生と一緒に石牟礼さんの実家のほうにお邪魔したこともございます。本当に今、お話があ

ったように、「あねさん」と慕っておられるような関係性であったと思います。

私が今ここで申し上げたいのは、やはり弱い者を助ける、今の社会にとっても重要な部分が、その秀島先生の作品と石牟礼道子さんの作風の中に含まれているものがあると思うんですね。ですから、私はこの関連性をうまく和水町として勉強していただいて、足を運んでいただいて、水俣との関連、水俣病、やはりそういう災害、被害、その後の立ち直り、全ての面でこの秀島先生の功績を残していただいて、この和水町にとって本当に宝的人材であり功績であると思うんですね。ですから、その辺をお願いしたいというふうに思います。

先ほど来、説明をいただきましたが、文化財としてコレクションが今、お預かりをして整理をしているというところでございますけれども、数年、たっておりますので、よろしければもう少しペースを上げていただいて、活用する方向で、活用すると申しますか、整理をして、全て一遍には厳しいと思いますので、部分的にも登録をしていただいて、私どもが自由に使えるというか公表ができるような準備体制をしていただきたいと。

先日、管理していただいている倉庫のほうも確認をさせていただきましたが、私は、万全の管理をしていただいているというふうに思っておりますけれども、やはり整理のほうはまだ追いついていないのかなというふうに思いますので、その辺をちょっとお願いをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 答弁、必要ですか。

○8番（竹下周三君） いえ、もう要りません。

先ほど、貯蔵の整理と申しましたけれども、やはり分類公開、それにレプリカ、偽物といえますか写真でもいいので、やはりふんだんに使える、使えると申しますか、その部分についてはやはりどんどん公表していただいて、本当に美術的な値打ちといえますか、その辺で、どこにも出せないというようなものに関しては大事に管理をして、重要ないい環境の下で展示をしていただく。

それと、先ほども申しましたように隠れファンといえますか、全国に、言うならば世界に秀島先生のファンはおられます。場所に行けば、本当にびっくりするぐらい秀島先生の認知度というのは、世界の方は御存じなんですよ。ですから、その辺をうまく活用して、私どもとしては、こういう方が最後に晩年はここで過ごしていたんだと。晩年といえますか、もう全盛期からここに住んでおられたということですので、その辺を一つ整理をしていただいて、活用していただいて、やはり功績を称えていただきたいと思います。

それと、やはり先ほど言いましたように弱き者、小さき非力な個人、苦しみ、恨み、怒り、それを教育につなげていただいて、和水町の子供に対して、その辺をうまく植え付けていただけるような政策をしていただければよろしいかと思えます。

それでは、次の事項に移ります。このままよろしいですか。

質問事項2、我が町の遺産継承について。

金栗四三継承事業について質問いたします。

○議長（高木洋一郎君） 質問の趣旨を述べてください。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 質問事項2、我が町の遺産の継承について。

要旨（1）金栗四三顕彰事業の今後の方向性について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

選質問事項2、我が町の遺産の継承について。

質問の要旨（1）「金栗四三顕彰事業の今後の方向性について問う」についてお答えします。

町では、日本のマラソンの父、金栗四三氏の偉大な功績を顕彰することで地域文化の向上、及び地域の活性化を図るとともに、教育及びスポーツの振興を図るため、金栗四三顕彰事業を行っております。

事業の一つとして、金栗四三マラソン大会を開催しており、昭和59年の第1回大会から今年度で第40回を迎え、本大会を節目としてハーフマラソンを創設し、総勢1,000人のランナーに御参加いただき、和水町の魅力を存分に味わっていただきました。今後もランナーの聖地としてマラソン大会の開催により、町内外の皆様にもちの自然、そして歴史を満喫していただき、金栗氏の功績を改めて知っていただく大会として顕彰に努めてまいります。

また、今年度は未来を担う子供たちの育成のため、箱根駅伝を肌で感じてもらいたいとの思いから、箱根駅伝観戦ツアーを行いました。観戦した中・高生からは、自分も箱根駅伝を走れるよう頑張りたいなど夢や希望を抱くよい機会となり、好評をいただいたところです。

今後においても、金栗四三顕彰事業として、引き続き、金栗四三マラソン大会、箱根駅伝観戦ツアーを開催するとともに、新年度は金栗四三生家のリニューアルオープンを予定しており、遺品の展示、イベントの開催、そして銅像の建立に取り組むこととしております。

金栗生家を最大限に活用し、町内外の皆様に向けて、改めて金栗四三氏の功績を広められるよう、検証事業を実施してまいりたいと考えています。

詳細につきましては教育長より答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君）

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 竹下議員の質問要旨（1）「金栗四三顕彰事業の今後の方向性について問う」についてお答えします。

金栗四三顕彰事業につきましては、ランナーの聖地づくり、金栗四三翁の精神の継承、都市住民との交流促進の3本の柱から事業を進めております。

今後も金栗四三翁マラソン大会の開催、箱根駅伝の最優秀選手賞である金栗四三杯の贈呈、著名ランナーの足拓プレート制作、町内の子供たちを対象とした箱根駅伝観戦ツアーの実施、そして、金栗四三氏が生まれ育った生家を活用して、金栗氏の偉大な功績を町内外の多くの方に広く知っていただけるようなイベント等を考えていきます。

金栗生家につきましては、築200年以上が経過して老朽化が著しいため、令和3年度に生家の床下改修、令和5年度に屋根改修工事を行いました。令和6年度からは生家内に金栗氏の遺品を展示して生家の充実を図り、また、屋内観覧も見直して、これまでよりも多くの方に来館していただけるよう取り組んでまいります。

なお、金栗四三の精神の継承として、現在、学校におきましては、道徳の時間に熊本県道徳教育用郷土資料「熊本の心」を使って、小学4年生が「かけ足登校」、5年生が「金栗たび」という金栗氏を題材にした学習を行っております。また、総合的な学習の時間を通して、金栗氏の生き方や功績についても学んでいる学年もあります。

金栗氏の原点であります体力・気力・努力の精神から学び、金栗氏が箱根駅伝を創設されたように、子供たちが自分の目標や夢にチャレンジしていける教育環境づくりに引き続き、力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 金栗銅像制作委託料953万5,000円が令和5年度予算に計上されておりました。このたびの補正予算額で金額が減額されている、また、令和6年度当初予算では、繰越明許費ではなく、改めて同一事業が同額計上をされております。

特別の理由がない限り、当該年度で事業に着手、執行すべきであり、職務怠慢と言わざるを得ないような状況ではないかなと思います。この銅像建立事業に着手できなかった理由、原因、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 竹下議員の質問にお答えします。

当初は本年度、銅像建立を考えて予算を上げておりましたが、再度、リニューアルオープンに向けどのように金栗生家を活用するかを検討していたところ、銅像建立は来年度に持ち越すというところで考えましたので、今年度の銅像建立はせずに来年度にすることになりました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ただいまリニューアルオープンに向けて変更があったと。計画変更の時期はいつですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

計画の変更をいたしましたのが12月ぐらいだと記憶しております。  
以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 12月であれば、それからここまで、議会に対してこの状況説明というのがなされなかったのはどういうことでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） ただいまの御質問にお答えします。

議会の質問につきましては、2月の全協のほうが最初だったと思います。それまでについては、執行部のほうで協議をする中で時間を費やしたということでございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 私もあまりこういうことは言いたくはないんですけども、12月に決定をしたと、2月までに検討をしたというような今のお話だったんですけど、どういう意味でしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 御質問にお答えします。

銅像建立については、計画自体は継続しておるところであります。議会の説明等も含めて、12月に意思のほうを決めてから報告までの時間がかかったということでございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 最初、申し上げましたけれども、令和5年度の当初予算に計画をされとったという時点で計画がしっかりしたものでない限り、このような状況で報告といいますか計画がされることではないと思います。どうも聞いておりますと、途中でリニューアルオープンであったりいろいろな事情があって延び延びになってずるずるになって、結局やめたわけではないから報告は2月までしなかったというふうにとられてもしょうがないのかなというふうに思いますが、これが職務怠慢ということではないでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 御質問にお答えします。

まず、今年度、令和5年度に始まるときに、基本的に金栗生家事業につきまして、コロナ禍大規模改修工事ということで、ここ数年、低迷していた時期がございました。その中でもう一度、生家の活用について検討が必要だというふうなことで、まずは今後の生家の活用について、もう一度、しっかり議論をして町としての方向性を決めていこうというふうな中で、そのことについて関係課と連携して会議を進めてきました。

その時間を要し、金栗先生の銅像建立については、その後の協議というふうな形で進めておりましたので、このような予算を落とし、また新年度に組むというふうな状況になったということでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） そういう論争で申し上げられるのであれば、私どもが以前、ほかの議員もいろいろお願いをしたことがあるかもしれませんが、銅像と併せて黎明の鐘ということで、黎明の鐘というのは金栗四三さんのもう本当に言うならば真骨頂であります。マラソンでは負けたけれども、その後の自分の努力で日本のスポーツ界を躍進しようという、その根本になるのが黎明の鐘だろうと思うんです。その案件に対しては、住民から音がするけん、反対が出ましたからやめました、というようなお話も途中で伺っております。今ここにも予算にも入っておりますけれども、その辺ももう一回、考えていただけないでしょうか。

確かに、状況が変わってこういう状況に変化になりました。いろいろな問題があってよりよいものを作るという前提でこういう検討をしておりますということであっても、予算を組んだ以上はやはりぴしとした、その年度内に何らかの方向性を示して、次の予算のときにまた改めて作り直したような予算で同じ金額を出すということは、やはり議会軽視にもつながるのではないかなと私は思います。その辺をしっかりと踏まえたところで、今後の計画を立てていただきたいと。

私は、今日は人物像について質問したいということで、このことはあまり言いたくはなかったんですけども、これはやはりどっちにしても、執行部に反省していただければならない一面ではないかなと思います。もうこの質問は終わりますけれども。

先ほどから課長のほうから説明がっておりますが、生家のリニューアルをしますということで、銅像の案件はう横に置いてよろしいんですけども、展示品の構想について説明をいただけますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 竹下議員の御質問にお答えします。

リニューアルオープンにつきましては、現在、計画しておりますのがゴールデンウィークが始まるところで始めたいという計画です。

内容につきましては、まず、生家に遺品を展示するというのが一番の大きな目的でございます。現在、三加和公民館のロビーに一部、遺品を展示しておりますが、そのような展示内容も含め生

家で先生の遺品を見れるというふうなことで展示をしていきたいと。

それと、生家に行ったら先生の生い立ち全てが理解できるような展示の工夫もしてまいりたいというふうに考えております。

リニューアルオープンについては、以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 展示品につきましては、今あるものをお持ちするということで了解いたしました。

イベントの計画がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 竹下議員の御質問にお答えします。

イベント等につきましては、現在、計画しておりますのが、まず、先生が生まれた8月に生誕の日イベントということで計画をしたいと。もう一つが、先生がお亡くなりになられた11月の時期に命日の日ということでイベントを計画したいと。

計画の内容につきましては、地元の吉地の里協議会と連携して進める事業もありますので、細かい内容についてはこれから進めていきますけども、町としては数多くの方々にお越しいただけるような、また、地域の方々が交流できるような場としてイベントを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 2回、大筋で8月と11月にイベントを計画していくということで、地域と密着して家族等も含めたところでイベントを計画したいということで、分かりました。

それでは、展示をされる管理体制とか人員配置、内容及びどういう状況であるかという計画があれば、もしそれを民間に任せるといふことであればそれでも構いませんが、その辺のところの管理体制について、教えていただけますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 益永君

○社会教育課長（益永浩仁君） 竹下議員の御質問にお答えします。

まず、生家につきましては、令和5年度中におきましては事前申込みという形で実施をしておりました。令和6年度からは条例の一部改正も提案をしておりますけども、常時開放としまして、金土日祝日につきましては10時から4時まで、1人管理人を置いて対応するというふうな状況で計画をしております。また、特別イベントにつきましては、2週間程度の期間を設けてオープンするというように考えています。

体制につきましては、教育委員会が管理をしております、業務委託として現在、考えており

ますのが、町のシルバー人材センター等に委託ができればということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 大筋は理解できますけれども、今年から無料開放ということでありますので、やはり1人でも多くの方においでいただくという体制の下、準備、管理体制はしていただく必要があると思います。

やはりシルバー人材センターの方の知識とといいますか案内される方の力量とといいますか、その辺を、いま一度、たくさんおられるとは思いますが、やはり1人と言わず2人ぐらい配置していただくなり、それなりのやはり、「あそこに行って楽しかった、よかった」と思えるような対応をしていただくということで、この生家の管理はしていただければというふうに思います。

続きまして、先ほど教育長のほうから子供の教育では道徳教育ということで、「熊本の心」ということで、3、4年生、5、6年生2パターン、私も拝見をさせていただきました。確かに道徳・実績・精神をいま一度、町民に広く知っていただくために大切であるというのは、よく分かるいい教材であるというふうに私も思います。

私が先ほどから申し上げましたように、先ほどの秀島先生もそうですけれども、金栗四三先生にとってもそうですが、やはりオリンピックに行った、マラソンを2時間何分で走ったと、その実績はもちろん変わらない実績があるんですが、やはりその後の生き方、その後の生きざまといえますか、努力、これが僕は一番この教育の中で入れていただきたい部分かなというふうに思います。

先ほどから何回も何回も申し上げて申し訳ないんですが、黎明の鐘ということは、一説によると使命感です。オリンピックで恥をかいた、オリンピックで棄権をしてしまった。3回完走できなかった。そういうハンデを基に金栗先生が一生懸命、頑張って、日本のため国のため熊本のため、ひいては玉名のため頑張ってこられた。この実績というのが、僕はやはり熊本県中で知らしめる必要はないけれども、和水町の人やはり全ての方にこの精神を植え付けていただくような教育をしていただきたいというふうに思います。

私どもも田舎でもう60歳になりますけれども、小学校のときにやはりスースー・ハーハーというのを習いまして、速くはなりませんでしたが、これ本当に体に染み込んだ教育として、こういう方がおられたんだという自信、なんか自慢にもなるというようなことがございますので、やはり今度は一歩進んだ、人を偲んで教育のほうに進めていただければと思います。

ここで、本の最後の最後に書いてあるのをちょっと読み上げていきたいと思います。皆さん、未見のものだとして。

「少年時代、編み出したスースー・ハーハーという2回吸って2回吐く呼吸法、様々なトレーニングを普段の生活から自分で慣行、実践し、オリンピックに3度出場しました。残念ながらメダルには届きませんが、後輩の育成、女子スポーツ普及にも尽力し、スポーツで世界と戦う力を

日本に植え付けたといっても過言ではありません。自分のことだけでなく、日本全体のことを考え行動したことが、金栗の生涯からよく分かります。金栗の功績やエピソードに触れることで、生涯走り続けた金栗四三という人物像を感じていただき、その生き方や精神の深さを学んでいただきたいと思います。そして皆様が熊本県はもとより日本や世界の黎明の鐘となることを期待している」というふうにくくってあります。

やはりこの精神、これは先ほどから申し上げましたように、僕はどうしてもやはりその黎明の鐘を、音がやかましいから、地域の了解をいただけないということでゼロにするのではなく、やはり僕はこの精神はきっちり後輩につなげていくような体制を取っていただければありがたいと思います。

何か御意見がございましたら。

○議長（高木洋一郎君） 執行部、何か答弁することがありましたらお願いします。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、令和5年度の当初予算におきまして御承認いただきました銅像の制作費、それと券売機の備品購入費について未執行となりました。また、金栗生家については、これまで床下の改修そして屋根の改修と、銅像、券売機と、方向性が定まっていないというのが現状でございました。

そんな中で、金栗生家の魅力度向上、それと集客力の増加など、これからもっともっと検証していく必要があるということで、担当を含め各課に寄せまして、今後の方向性について検討を行わせたところです。

そんな中で、補正で減額を行い、また来年度、計上させていただくというふうになりました。来年度につきましては、先ほど頂きました黎明の鐘の件も含めて、今後、もっと金栗生家の集客を増やしていく、町内外、町外を特に、皆様に金栗先生の功績を知っていただき、足を運んでいただく取組を進めてまいりたいと考えておりますので、また引き続き、担当課を含めた連携チームのほうで検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） いろいろ今日は人物像を基にお話ししたいことをお話しさせていただきましたけれども、やはりこういうのはもうこのお2人だけではありません。いっぱいやはり和木町出身でいろいろ頑張っておられる方もおられるし、実績も功績もありますので、その辺をもう一回、私たちも勉強をし直して、中学生の一般質問ではございませんけれども、やはり絞ったテーマを深く掘り下げるといことは本当に大事なことじゃないかなと思います。

少し早いですけれども、これで僕の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、竹下議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時53分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木原議員の発言を許します。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

3番議員の木原泰代でございます。令和6年第1回定例会一般質問の初日午前2番目の質問者として登壇しております。

まず、傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様には、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

去る3月8日は、国連が定めた国際女性の日でした。この日に合わせて、上智大学の三浦まり教授らでつくる地域からジェンダー平等研究会が公表した2024年度都道府県版ジェンダーギャップ指数が、昨年引き続き新聞に掲載されました。

各都道府県の男女格差を政治・行政・教育・経済の4分野で数値化した指数は1に近いほど平等を示し、熊本で見ますと、政治は35位0.162、行政は38位0.252と指数が低く、教育は18位0.614、経済は11位0.431と掲載されておりました。

政治分野においては、昨年春の統一地方選挙で女性県議が1名から5名に増えたことで順位が少し上がりました。市町村では、女性ゼロの議会は現在、県内で8つです。市町村議会の男女比では、熊本は全国40位という記事でした。私も、今後も女性の政治参画を進める一助になれるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。

さて、今回、私は2項目の質問を通告しておりました。

まず、1項目め、和水町の生活習慣病対策について。

要旨（1）第2次後期健康なごみ21計画及び第2期保健事業計画の評価について問う。

要旨（2）残された健康課題の解決に向けた今後の取組について問う。

1項目めの質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 木原議員の質問にお答えします。

質問事項の1、和水町の生活習慣病対策について。

質問の要旨（1）「第2次後期健康なごみ21計画及び第2期保健事業実施計画の評価について問う」についてお答えします。

まず、第2次後期健康なごみ21計画について、健康増進法に基づき乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康増進の取組を推進するための施策で、全町民を対象とした計画であり、計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間となります。

本計画の評価としましては、この計画は生活習慣病発症、重症化予防、社会環境の改善を目的

として取り組んでおりますが、高血圧、糖尿病による合併症、肥満者が増加傾向にあり、目標基準に達成していない項目が見られます。引き続き、令和6年度策定の第3次健康なごみ21の計画において、目標達成となるよう取り組んでまいります。

次に、第2期保健業実施計画について。

この計画は平成30年度から令和5年度までの和歌山県国民健康保険の計画となり、現在、第3期の策定に取り組んでいるところです。特定健診の結果やレセプトデータ等を分析することで、健康課題の抽出、生活習慣病の発症、重症化予防に取り組み、国保加入者の健康保持・増進、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化を目指すこととしています。

評価などの詳細につきましては、担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）「残された健康課題の解決に向け、今後の取組について問う」について、お答えします。

健康課題としましては、生活習慣病発症の増加が挙げられます。特に、肥満傾向にある子どもの割合が増加していることから、今後も、乳幼児健診の場を活用し、保護者等の健康にも配慮した専門職による保健指導を行ってまいります。また、国保の視点から申し上げますと、和歌山県の特定健診の受診状況は県下でも高い受診率となっておりますが、若い世代の受診率が低い傾向にあります。また、特定健診の結果でいえば、高血圧、高血糖、メタボなどの割合が県内でも高い状況にあります。

生活習慣病が重症化することが医療費の増加にもつながりますので、重症化予防の取組が肝要と考えています。そのためにも、健診受診率の向上と的確な保健指導を実施しながら、後期高齢者医療へ移行された方への切れ目のない保健事業を継続してまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 木原議員の要旨（1）「第2期保健事業実施計画の評価について」の御質問にお答えいたします。

この計画は、データヘルス計画とも呼ばれておりまして、第2期の計画は令和5年度に最終年度を迎えます。評価についてですが、特定健診の受診率では、令和5年度に70%の達成率を目標として掲げておりました。令和4年度の状況を見ますと、県下で2位の高い受診率ではございますが、66%の結果となっております。

また、特定保健指導の終了率では令和5年度の最終目標が95%に対しまして令和4年度の結果では、新型コロナの影響もございまして79.3%と低下している状況です。

しかしながら、県下で8位の高い水準を維持しているところで、この保健指導の成果としまして重症化予防が必要な方の医療機関で治療される割合は高くなっております。

次に、医療費については、「抑制」ということを目標としておりました。令和4年度の和歌山県国保の総合医療費は約9億円でございまして、平成30年と比較して約4,000万円減少しました。国保の被保険者数が減少する一方で、1人当たりの医療費は増加しております。特に、入院を要

する医療費は総医療費の40%以上を占めることから、入院を抑制することが医療費の抑制につながるため、生活習慣病の重症化予防が効果的であると思われます。

第3期計画におきましても、生活習慣病を重症化させない保健指導等の取組を継続していくとしております。

以上でございます。

議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

特定健診の受診率につきましては70%と、高い目標には及ばなかったものの高い受診率を、66%という受診率を保っているという答弁でした。令和4年度希望調査の回収方法を郵送方法に変更されたにもかかわらず、受診率はあまり低下をしませんでした。長年の担当課の御努力もあり、町民の皆様に検診の意義が定着しているものと感じます。

第3期も高い受診率の目標設定されておりますので、今後も目標達成に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

質問を続けます。

要旨（2）の「残された課題で若い年代の特定健診の受診率が低い」という答弁がありました。

どの年代の受診率に課題があるのでしょうか。そして、今後、若い世代の受診率向上に向けてどのように取り組んでいかれますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 要旨（2）に移ったと理解してよろしいですか。

○3番（木原泰代君） はい。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの「特定健診において受診率の低い世代、それから若い方の受診率向上に向けた取組について」の御質問にお答えいたします。

特定健診は40歳以上74歳までの方を対象としております。令和4年度の状況では、40代、50代、特に男性の方が50%以下と低くなっております。また、受診率向上の取組としましては、健診を習慣づけていただくことが必要であると考えております。

町としましては、未受診者への受診勧奨を徹底すること、それから健診の重要性を理解していただくため、地道な周知啓発を図っていく必要があると考えております。

また、県の国保連合会では、テレビコマーシャルを用いた宣伝広報などに取り組んでおりますので、引き続き、連携した取組を検討してまいります。

以上です。

議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

受診率の向上には、答弁いただきましたように、こつこつと検診の意義を伝え受診していただ

くこと、研修を受けてよかったという体験をしていただくためにも、健診の質や保健指導の質が大切だと思います。引き続き、受診のための啓発や未受診者への関わり、健診体制や保健指導の質の向上に向けて努力をしていただきたいと思います。

また、和水町では健診が安い料金で受けられることも健診受診率の向上につながっていると思います。特定健診の料金については、県内差はあまりないと思いますが、がん検診の料金につきましては県内ばらばらで、和水町は安い料金で受けられるよう体制を整えていただいていると思います。

国民健康保険の人間ドックにおいても、他の町に比べると補助率が高く、安い料金で検診が受けられているのではないかと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

ここで、国民健康保険の人間ドックについて、このような声がありましたので紹介しておきます。「今年度は久しぶりに人間ドックを受けようと思って希望調査を記入しようとしたけれど、よく見ると7つの機関しか受けることができないと分かったので、働いていたときに受けていた機関で受診したいと思ってたけど、今年度は諦めてセット健診にする」というふうに言われました。

健診機関を増やすということは契約等があり大変な作業があると想像します。人間ドックは高額なので、一旦、自己負担をして払戻しをするという方法もあるかと思いますが、それも高額でちょっと大変だとは思いますが、償還払いという方法が可能かどうか、お尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 国保の人間ドックの助成について、指定医療機関以外でも償還払いであれば検査は可能かという御質問にお答えいたします。

人間ドック費用の助成につきましては、和水町国民健康保険人間ドック費用助成に関する要綱というものに規定されております。現行の規定では全て現物給付による助成となっております。町は事前に医療機関と現物給付の契約を交わす必要がございます、償還払いによる受診はできません。現在、7つの医療機関を指定しているところで、そのほかの要望は今のところないものというふうに認識をしております。

今後、要望の状況によってはその医療機関を新たに指定することや、償還払いによることも検討の余地はあるものと思っております。

以上です。

議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

今年度はセット健診を受診されるということでしたけども、今後、どういうふうな、要望等があったときには、御検討をする価値はあるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、特定健診の2次検診について質問をいたします。

第3期のデータヘルス計画案の中には、「特定検診後の2次健診について、今後、検討してい

きます」という記載がありました。和水町では、特定健診の2次健診として対象者を選定し、希望を確認し、頸部エコーの検査やブドウ糖の付加検査というのを実施されていた時期があると思います。頸部のエコー検査は血管の詰まり具合が一目で分かり、ブドウ糖の付加検査では膵臓から出るインスリンが食べたものと反応して、どのくらいのスピードでどのくらいの量のインスリンが出るかというのが分かって、自分は食べてからインスリンがすぐ出ないからゆっくり食べないとだよねとかいうことが分かったということを検査を受けた人から聞いて、いい検査だったなというふうな声を多く聞いておりました。

この検査は、若い世代が受けたほうが効果的な検査だとも思います。業務量や予算も関係してくると思いますが、今後、データヘルス計画の効果的な目標達成に向けて検討していただくならなと思って御提案をします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの「特定健診の2次健診について」の御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり第3期のデータヘルス計画の今現在、案でございますが、虚血性心疾患の血管疾患の重症化予防の対象者及びメタボ該当者については、2次健診の実施を検討していくというふうにしております。計画書に記載のとおり必要性は認識しております。既に実施している団体も承知しておりますので、実施団体の状況を調査・研究しながら、費用対効果についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

他の団体の状況や費用対効果等を検証しながら、今後も継続して検討をお願いいたします。

要旨（2）について質問を続けます。

定年の延長で国民健康保険への加入が遅くなったり、社会保険の加入条件の緩和で社会保険の加入ができやすくなったり、生産年齢人口の減少により国民健康保険加入者が減っております。社会保険加入者の健康管理の状況を見ますと、検診は義務なので受けられますが、保健指導等の健康管理がしっかりできている事業所もあれば、健康管理までは手が回らないという事業所も多い状況です。

生活習慣病の発症と重症化予防のためには、保険者が責任を持って健康管理に取り組むというのが、特定健診の制度であります。保険者によって差があり状況は差があるようです。

町民は国民健康保険の方ばかりではありません。町民の一生の健康増進を考えると、今後はより一層、保険者間の連携が大切になると思います。国民健康保険と後期高齢者の医療保険は連携して一体化の事業等で行われておりますが、今後、社会保険者からの業務委託等で保健指導をするとか、社会保険との連携について何か考えがあるかお尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員のただいまの御質問にお答えいたします。

医療保険制度については、今、木原議員の御指摘のとおり、現在、加入をされている保険者が被保険者に対して適切な健康管理を行う制度であります。それぞれの保険者がその義務を果たされるということが今、肝要であると考えておりますので、保険者間の具体的な連携については、現在の時点では考えてはおりません。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

和水町は健診の必要性を理解いただき、40歳前の段階から健診の機会をつくっていただいたり、母子保健事業を通じて国民健康保険以外の方の健康管理も行っていただいております。また、後期高齢者の保健事業にも積極的に取り組んでおられることは承知しておりますが、今後、社会保険の方々の保健指導の在り方についても御検討いただければと思います。

質問を続けます。

生活習慣病の発症と重症化予防に関する課は、大きく保健子ども課、住民環境課、福祉課で行われております。町立病院健康管理センターも含めると4つの課に分かれていると思います。計画の進捗状況等、報告者会や専門職同士は行っていると、過去の一般質問で答弁をいただきました。

一歩進めて、課長等の情報交換を密に行い、それぞれの目標に向かって進捗管理の状況を確認できるようなプロジェクトの会議のような体制があれば、専門職等も働きやすいのではないかと思います。現状ではどのように進捗管理等を把握されていますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員のただいまの御質問にお答えいたします。

各課に在籍をしております専門職の会議についての内容についてですが、文書による会議復命書等で各課長も情報を共有しているところです。今後も、必要に応じて連携を密に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

専門職が目標に向かって働きやすい体制を取っていただくよう、今後ともよろしく願いいたします。

和水町には、先ほど、竹下議員の一般質問にもありましたように、誇るべき歴史・文化・偉人

とたくさんの宝がありますが、一番の宝はやはり今、生きておられる町民のお一人お一人だと思います。令和6年度の町長の施政方針の第1点目に、安心・安全に暮らせるまち、健康増進や医療体制の整備というキーワードがあり誇らしくも思いました。

今年度、策定される健康なごみ21計画やデータヘルス計画等の計画を町民の皆様に周知し、共有し、町民の生活習慣病の発症や重症化予防、そして、健康増進の実現を目指して、今後ともさらに一層、努力していただきますようお願い申し上げます、1項目めの質問を終わります。

次の質問に移ります。

2項目め、役場職員の健康管理対策について。

要旨（1）職員の健康診断の事後指導の状況について問う。

要旨（2）長期療養が必要な職員の有無について問う。

要旨（3）町職員のメンタルヘルスについて問う。

要旨（4）時間外労働の状況について問う。

2項目めの質問の要旨は、以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

質問事項の2、役場職員の健康管理について。

質問の要旨（1）「職員の健康診断の事後指導の状況について問う」についてお答えします。

労働安全衛生法の規定に基づき職員の安全及び健康を確保するため和水町職員安全衛生管理規程を定め、年に1回、会計年度任用職員を含む全職員が人間ドックの受診や町立病院にて職場健診を受診しています。

お尋ねの事後指導につきましては、特に設けてはいません。健診当日に健診実施機関の医師より指導を行っていただくほか、検査結果を個人ごとに通知を行っております。緊急に治療等の必要がある場合は、健診実施機関から直接、指導を行っていただいております。特定健診、特定保健指導につきましては、市町村職員共済組合が保険者として、個人ごとに実施をされています。

次に、質問の要旨（2）「長期療養が必要な職員の有無について問う」についてお答えします。

和水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、病気休暇について、負傷または疾病により療養を必要と認める場合、必要と認められる連続する90日以内の期間と定められています。過去3年間で病気休暇を30日以上取得した職員の数は、令和3年度が10人、令和4年度が9人、令和5年度が令和6年2月末現在で7人となっています。

次に、質問の要旨（3）「町職員のメンタルヘルスについて問う」についてお答えします。

病気休暇を30日以上取得した職員のうち、メンタルヘルスの不調により病気休暇を取得した職員は、令和3年度が10人中7人、令和4年度が9人中4人、令和5年度は7人中6人となっています。

メンタルヘルスの不調により休暇となっている職員については、1か月に1回、総務課と所属課長等が面談等を行い、休業中の状態把握に努めています。また、全職員を対象に年1回ストレ

スチェックを実施し、医師の面談が必要な職員に対しては産業医の面接指導を行い、メンタルヘルス不調の未然防止に努めています。

次に、質問の要旨（４）「時間外労働の状況について問う」についてお答えします。

令和４年５月より、本庁、支所の職員に関しましては、ＩＣカードで職員の出退勤管理を行っており、毎月、各課ごとの出退勤の状況を各課長に通知し、所属職員の勤務状況を把握しています。令和５年４月から令和６年１月までの１０か月間の状況としましては、ＩＣカードのデータによりますと、ＩＣカードを活用する職員の総数が１１３人、１８時以降に在庁している時間の総数が１万４、８７７時間となり、１人あたりに換算すると１か月に１３時間となります。各課において業務の繁忙期等もあり条件は異なりますが、所属課長に通知する際、改善に向けて、業務量の再把握、個々のスキル等を見極めた上で適切に指導するよう促しているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

３番 木原君

○３番（木原泰代君） 答弁いただきました。要旨（１）について再質問をします。

健康管理センターで行われている役場職員の健診の間診票には過去のデータが記載されております。事後指導については、当日のデータと合わせて医師等より指導があつてるといふ答弁がありました。

その指導と検査データの見方等の資料で理解できる職員も多いかとは思いますが、事後指導等の機会があれば、今の体の状態の理解につながり、今後の見通しもできてくると思っています。職務をしっかりと行うためにも人生１００年を生き抜くためにも体が大切です。事後指導についても検討してはどうかと提案させていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 答弁は必要ですか。

○３番（木原泰代君） 答弁、お願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの職員の健診の件で、事後指導の機会があればということで御質問をいただきました。

前の質問でもありましたとおり職員の場合は共済組合になりますから、指導としましては、先ほど町長の答弁でもありましたように共済組合の保険者としての指導があります。それと、当日は受診した医療機関で担当医師のほうにやっております。

あとデータの見方とかそういうことに関しまして、職員の指導のほうも必要と思っておりますので、今現在、衛生管理委員会を開催しておりますので、その中でプライバシーを守った上での個人的な指導ができるかということは今、検討を始めたところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

３番 木原君

○3番（木原泰代君） ただいま、衛生委員会での検討を始めたというふうな答弁をいただきました。検診を受けた後が大事と言われておりますので、ぜひその委員会の中で検討を継続していただきますようお願いいたします。

質問を続けます。

衛生委員会、先ほどもキーワードの中に出ましたが、職員の健康を守るためにどのようなテーマで何回ぐらい話合いが行われていますか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 衛生委員について御質問がありました。

衛生委員のほうは和水町の職員安全衛生管理規程の中で、まず委員のほうを設置をしております。今現在は、安全衛生管理責任者また衛生管理者等を含めまして9人の委員のほうで構成をしております。

会議の開催としましては、例年、年2回ほどしております、今年度は11月と令和6年1月の2回を開催しております。内容につきましては、従来からやっております職場環境のチェックリストの作成、また時間外労働勤務の状況確認、また先ほど出ました職場検診の受診状況やストレスチェックのほうも行っておりますので、その状況などについて話合いを行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

衛生委員会で職員の健康管理が充実するよう、積極的な意見交換をお願いします。

要旨（2）について、再質問をします。

長期療養が必要な職員の有無について、最近の状況の答弁がありました。療養中には、定期的に総務課と所属課長等で面接を行い状況確認を行っておられるとのことでした。

状況が安定した後、復帰に向けてはどのような対応を取られていますか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 職場復帰に向けた支援としましては、先ほど申しました衛生委員会の中で、今年度からの議題としまして職場復帰支援制度の実施マニュアルというのを検討いたしました。

1月の委員会のほうである程度、案がまとまりましたので、令和6年4月からその復帰のマニュアルのほうを職員のほうに周知して、復帰に向けた対応を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

職場復帰支援制度実施マニュアルを作成されたということで、令和6年4月1日から運用されることでした。今後、運用し、また修正等が必要な場合は、衛生委員会で再検討を行い、よりよい運用をお願いしたいと思います。

要旨(3)について、再質問をします。

職員のメンタルヘルスについて、ここ数年の状況が分かりました。メンタルヘルス対策について取り組んでおられることがあれば教えてください。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) メンタルヘルス対策に取り組んでいることということで御質問を受けました。

これは先ほどの町長の答弁と重なりますが、まず該当した本人からの申出により産業医による面談等も行っております。また、ストレスチェックのほうは全職員を対象に年に1回必ず実施しております。また、市町村共済組合等でも保健事業の中でメンタルヘルスの研修等もあっておりますので、その研修につきましても職員への積極的な参加、また講師派遣等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(高木洋一郎君) ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番(木原泰代君) ストレスチェック制度が数年前から始まりまして、ストレスの感じ方は個々様々だと思いますが、高いストレスと判定された方は過去の検査で何人ぐらいありますか。

そして、本人の申出があれば産業医による面接の指導を行っているという答弁でしたが、面接の実績等がありますか、お尋ねします。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長(石原康司君) ストレスチェック制度の検査、高ストレスの方の人数等の御質問だったと思います。

まず、ストレスチェックにつきましては受検する職員のプライバシー、また個人情報の守秘義務というのが最重視となっております。そこでストレスチェックの制度実施規定というのを町のほうは定めております。その中を見ていただきますと、ストレスチェックの実施者、これは町長等ではなく、あくまでも実施者は衛生管理規程によりまして産業医、言うならば産業医の先生がこのチェックを行うと。産業医の先生が行われたこの結果につきましては、直接、本人に通知をして、当該職員の同意に基づいて初めて町長といいますか町のほうに報告、結果ができるという状況になっております。

よって、今ありましたように何人の方が検査で高ストレスとなったか、何人、面談したか、ということについての公表というのは、データのことも町としては正確なものは持っておりません。

その中で衛生管理の中では、言うならばそのデータというのがありますので、そのデータで和水町役場の中では全体をどんな状況か、言うならば和水町役場の中では個人じゃなくて全体的にこういうことが問題じゃないかとか、大きな項目でデータを集計しまして、衛生管理の中で検討等を行いながら、業務のほうを改善、また環境を改善していくという方向になっております。

よって、今、御質問にあった人数というのは今のところここでは報告ができないということになります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） それでは、産業医の面接はあるかないかはお答えできますか。あってる、あってるんですかね、どうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 産業医に対する面談につきましては、今ありましたように個人の同意があって、その後、当然、担当事務のほうから来て、業務として開始しますので、あっているかどうかといいますと、実際、毎年あっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

先ほど、町長の答弁にも総務課長答弁にも、メンタルヘルス対策の具体的なことも答弁いただきましたので、職員のメンタルヘルス不調になることを未然に防止するよう積極的にお願い申し上げます。

要旨（4）時間外労働の状況について再質問をします。

令和5年4月から令和6年1月までの10か月間の、18時以降在庁している時間の総数が1万4,877時間、1人当たりに換算すると1か月13時間という答弁をいただきました。

所属課長にお出しするときは1人の職員が月に何時間、残業したということが把握できると思いますが、労働基準法や労働安全衛生法を踏まえ、1人が月に何時間を超えると改善に向けての指導が必要と、何か基準を持って指導されてますでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 「時間外労働のその基準について」お答えいたします。

まずこの時間につきましては、職員の勤務時間、また休暇等に関する条例の施行規則というのがございます。その中で時間外を命ずる時間の上限を職員や業務によって基本的には違いますが、基本的な時間としましては、「月45時間、年間360時間」ということで施行規則の中で規制をしております。

しかしながら、公務員の場合はいろいろな災害対応、いろいろな業務がありますので、それぞれ、先ほどの施行規則の中でそういった業務につきまして細かく決めて基準としているところがございます。また、時間外勤務を命ずる際の考慮ということについても、この条例の中で規定をしておりますので、職員の健康、また福祉を害しないように執行していきたいと考えております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

役場の電気が遅くまでついていると、職員さんの健康と家庭は大丈夫かなと心配もします。チェックの基準も、先ほど、条例で定めておられることも確認をしました。衛生委員会等でも話を深められながら、職員の体と心の健康、そして家庭生活を守っていただくようお願いいたします。

質問を続けます。

時間外労働の縮小に向けて取り組んでおられることがあれば教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 時間外労働の縮小に向けての御質問にお答えしたいと思います。

直接につながる対策にはならないかもしれませんが、まず時間外労働の縮小ということで、毎週、ノー残業デーということで水曜日を決めて周知をしております。しかしながら、このノー残業デーにつきましても、業務によっては水曜日に会議をしたりとかしますもので、できるできないというのが差があるかなと感じております。

もう一点としましては、今年度からフレックスタイム、これも直接の時間外労働の縮小ではないと思いますが、職員のほうが自分自身の業務とか労働時間のほうを生活と業務の調和を図りながら効率的に働くような体制ができるようフレックスタイム制も導入しておりますので、これも活用することによって業務の進み方も早くなり時間外労働も減っていくかなというのは考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 答弁いただきました。

職員も大切な町の財産です。職員の体と心の健康、そして家庭生活を大事にしながら、和水町の発展のために頑張っていたきたいなと思います。

今回はストレスの原因についての深掘りはしませんが、ストレスの原因は仕事と関係があることも想像できます。それぞれの能力や適性も把握しながら、適切な人員配置をお願いしたいと考えます。

公務員の成り手不足が叫ばれる時代になりました。就職を考える際、和水町役場が選ばれる職

場となるよう、職場環境の整備の充実をお願いして、ちょうど12時になりますので、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、木原議員の質問を終わります。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、亀崎議員の発言を許します。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 改めましてこんにちは。

（こんにちは）

1 番議員の亀崎でございます。くじの順番によりまして一般質問 1 日目午後の最初の登壇を飾らせていただきます。また、本日は、議会傍聴に足を運んでいただきました傍聴席の皆様方や、各公民館にて御観覧いただいております町民の皆様方に、心より感謝申し上げます。しばらくの間、私にお付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。今日もしっかり執行部に対しまして貴重な時間を無駄にすることなく、自分の思いを伝えてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨日の3月11日は東日本大震災が発生した日であり、あれから13年が経過しました。また、13年前の本日3月12日は3時36分、福島第一原子力発電所第1号機の原子炉建屋が水素爆発を起こして大破した日でもあります。改めて、お亡くなりになられました方々や行方不明の方々に対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、いまだ福島原発の放射能汚染や被災して自宅へ帰ることのできない避難者の方々に一日も早い再建がかないますよう切に願っております。

災害はいつどこで起こるか分かりません。しかし、事故と違って地震や台風、火災などの災害は未然に防いだり減らしたりすることができます。それが防災減災の考えだと思います。

私たち熊本県民も熊本地震や令和2年7月豪雨で備えることの大切さやつながることの尊さについて学ばれたことと思います。時代の風化という言葉のひとくりに終わらせることなく、常に備えられるよう心がけていきたいと私自身考えさせられております。

それでは、これより和水町議会定例会会議規則第61条第2項の規定によりまして、先に通告しておりました一般質問通告書に基づき一般質問いたします。

質問事項1、菊水小学校での人身事故について。

この事故は、令和5年12月4日月曜日、午後1時20分頃に菊水小学校敷地内において、町の会計年度任用職員が運転する軽トラックに同小学校へ通う児童がはねられ、その後、病院へ搬送されるという痛ましい事故でございます。事件発生時の12月4日は議会定例会の初日でありました。ここにおられる各議員は、12月4日定例会の終了後に、町長より報告を受けましたが、私自身、

子供を学校へ通わせる1人の保護者として、この事故は決して他人事には思えず、なぜ事故が起きたのか、どうにか防ぐことはできなかったのかと自分自身、深く考えさせられました。

そして今回、この事故について御質問をさせていただきますのは、議会全員協議会においては議員に対して説明を受けましたが、事故が発生した12月4日以降の12月議会や2月の臨時会、そして3月の定例会におきましても、町長、教育長からの議会議場の場において謝罪や説明はございませんでした。全員協議会を傍聴される町民の方々はまずもっておられません。だからこそ、町長、教育長には、議会の場を通じて広く町民に対して説明責任を果たしていただきたいと思い、今回、一般質問をさせていただきます。

質問の要旨(1) 人身事故が発生した経緯と対処及び被害児童の身体状態について、どのような状況であったのか。また、現在の被害児童の状況について伺います。

要旨(2) 事件発生から今日まで、町では御家族、被害児童やその他の児童、保護者等にどのような対処をしたのか。また、今後の対応と学校等での再発防止対策や使用者責任についても併せてどのように図られるのか問う。

これで1回目の質問を終わらせていただきますが、執行部におかれましては答弁は簡単明瞭で結構でございますが、被害児童や被害者家族そして加害者についても、プライバシーに十分配慮されて答弁いただきますようお願い申し上げます。

再質問以降の質問は、質問席より行います。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長(石原佳幸君) それでは、亀崎議員の質問にお答えします。

初めに、学校設置者である和水町の町長として、町が任用しました会計年度任用職員が、学校の昼休み時間中にもかかわらず学校敷地内で作業用の車を運転し、男子児童をはね大けがを負わせてしまいました。被害に遭われました児童並びに御家族の皆様、学校関係者の皆様に心から深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

併せまして、被害に遭われました児童の一日も早い回復をお祈り申し上げますとともに、二度とこのような事故を発生させないよう、再発防止に努めてまいります。

それでは、質問の要旨(1)「人身事故が発生した経緯と対処、及び被害児童の身体状態についてどのような状況であったのか。また、現在の被害児童の状況について問う」についてお答えします。

令和5年12月4日昼休み時間に、作業員の運転する公用車である軽トラックが、敷地内で遊んでいた小学2年生の男子児童をはね大けがをさせたものです。

事故を知った教職員が救急車を要請し、駆けつけた救急隊員の判断によりドクターヘリで国立病院に搬送されました。昨年末に退院した児童は学校への復帰に向け、家族の支援を受けながら頑張っているところであります。

次に、質問の要旨(2)「事件発生から今日まで、町では御家族、被害児童やその他の児童、保護者等にどのような対処をしたのか。また、今後の対応と学校等での再発防止対策や使用者責

任についても併せてどのように凶られるのか問う」についてお答えします。

事故発生後、御家族の意向を踏まえながら菊水小学校の保護者説明会を行い、そのほかの小・中学校保護者に対して事故の概要と再発防止に関する文書を発出しました。加えて、児童及び御家族の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣を教育事務所に依頼しております。

また、このような事故を二度と起こさないよう、学校では安全対策の見直しも行われていますが、町でも職員に交通法規遵守及び安全運転の徹底についての通知を行い、次年度、公用車全車にドライブレコーダーを設置する計画です。

なお、玉名警察署においてもまだ調査中と伺っておりますので、結果が分かり次第、適切に対応したいと考えています。

詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君）

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 初めに、安心・安全であるべき学校で被害に遭われました児童並びに御家族の皆様にご心から深くおわび申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。また、この事故に関係している全ての方々にも深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

学校におきまして、子供たちが生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、子供たちの安全確保が保障されていることが一番大切です。しかし、安全・安心な場である学校において、今回このような事案が起これば、教育長としても責任を深く感じているところです。

それでは、亀崎議員の質問の要旨（１）「人身事故が発生した経緯と対処及び被害児童の身体状態について、どのような状況であったか。また現在の被害児童の状況について問う」についてお答えします。

12月4日月曜日午後1時20分頃、町の会計年度職員、施設管理支援員が学校の農具倉庫裏での作業を終えた後、作業用の軽トラックに乗り込みました。昼休み時間に入り、施設管理支援員は、子供たちが運動場にいたので車を走らせるべきではないと思っていたにもかかわらず、運転し、校舎西門から出ようとした際、西門の出口手前で、2年生男子児童1人をはね、そのまま引きずりました。

男子児童は自力で軽トラックの下から這い出しましたが、事故当時、周囲には施設管理支援員と子供たちしかおらず、事故に気づいた3年生児童が職員に事故を知らせ、その知らせを受けた職員が救急車を要請しました。被害児童は、救急車及びドクターヘリで救急搬送されました。

新聞報道等では、「頭と両腕にすり傷を負った」と、まるで軽傷であるかのような表現で掲載されておりましたが、事実は頭部損傷による陥没で、15針以上縫合しており、右肩も深い傷で4針縫合、両耳軟骨も縫合処理され、左側頭部や両足も深い傷を負うなど、報道とは全く違い大きなけがを負いました。

事故後、各小・中学校の保護者や区長の皆様方には事故の概要を御説明いたしましたが、多くの町民の皆様には、新聞報道等だけの情報のため、知らないが故の声かけなどによって該当児童

やその家族を傷つけてしまう事態もあっており、御家族は事故後も苦しまれていることも事実です。

児童は退院後の現在も治療のために定期的な通院を続けておられますが、事故による心と体の傷が深く、御家族の献身的サポートを受け、学校と連携しながら学校復帰に向けて頑張っておられる状況です。

次に、質問の要旨（２）「事件発生から今日まで、町では御家族、被害児童やその他の児童、保護者等にどのような対処をしたのか。また、今後の対応と学校等での再発防止対策や使用者責任についても併せてどのように図られるか問う」についてお答えします。

事故発生後、学校長、被害児童の担任及び私と学校教育課長が国立病院に向かい御両親と面会しました。その後、学校に戻り、12月7日に菊水小学校の保護者説明会を開催することを決定しております。なお、当日の説明会に来られなかった保護者向けに、12月15日付で事故の説明文を配布しました。また、12月8日に臨時の校長会を開き、事故並びにけがの状況等について報告し、各学校においても、これまでの校内の安全対策を振り返ってもらえるよう指示をしました。

全小・中学校の保護者宛てには、教育委員会から12月19日付で事故の説明文を配布しましたが、それに併せて、三加和小・中学校、菊水中学校における学校の安全対策の取組等も付け加えて配布しております。

被害児童、御家族及び菊水小学校の児童はこの事故で大変大きなショックを受けていることから、県のほうからスクールカウンセラーを派遣し面談を行っております。

今後の対応と主な再発防止対策としましては、既に各学校では危険箇所を再点検していただき、児童・生徒及び教職員の通学、通勤時を含めた安全意識の啓発に努めていただいております。なお、各学校では、敷地内へ車両の乗入れの規制等が行われており、防犯カメラも各小・中学校に4台ずつ設置しております。

また、校舎周辺等の草刈り作業については、次年度は業務委託により、原則、土日祝日など、児童・生徒等が学校に登校しない日での作業対応を考えております。さらに、スクールバスの乗降や運行における安全確保についても、運行业者へ指導徹底を図っているところです。

なお、事故現場付近の景観を変えるために、春休み中に工事を計画しているところです。

今後とも御家族との話合いの場を持ち、情報共有及び要望等を伺いながら、一日も早く被害児童が学校に復帰できるよう、学校と連携しながら真摯に対応してまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 町長、教育長より答弁いただきました。

それでは再質問に入りたいと思います。

まず初めに、先ほど、町長、教育長のほうからこの事故の概要につきまして説明、経緯のほうがありました。ある程度、概要につきまして理解のほうはさせていただいたところでございます。

内容を聞くと、本当、この被害に遭われた子供のその傷の程度、もうかわいそうだなというふうに思うばかりでございます。そしてやはり最初に聞いたときは、まさか学校でこういうのが本当に起きるのかというところで、正直、驚かされたところがございます。

今回の事故に限らず、事故というのは本当、誰も起こしたくて起こしているわけではないと思いますし、事故を起こされたその会計年度任用職員の方も、日頃は職務において十分に配慮されながら職務に励んでいらっしゃったというふうに思います。でもそういった中でも、こういった事故が起きてしまったと。そのときの対応が本当どうであったかどうかというのは、現場で目撃はしていませんけども、現在は退院して通院のほうをされておられるというふうなことでございました。

やはり一日も早くお子さんが元気な姿で、また学校のほうに通っていただきながら皆様と一緒に学校生活を過ごせるようにしていただくことが保護者としては一番望ましくうれしいことだと思いますので、ぜひ学校執行部とされては一日も早くそういうふうに通えるように、相談であったり、先ほど言われた心のケアであったり、そういったのに乗っていただきながら努めていただければと思います。

次に、先ほど事故のところでこの報道について御説明がございました。私もその事故当日の夕方のニュースですとか、また翌日の朝刊等で拝見させていただきましたけども、多くの町民の方々はそういった新聞テレビ等で知られたと思います。

事故当時のニュースを1つ取り上げさせていただきますと、12月4日夕方の6時39分のニュース放送でございますけども、「小学校敷地内で軽トラックに小学校2年生の児童がはねられけが、和水町」、「4日午後、和水町の小学校の敷地の中で、小学2年生の男の子が軽トラックにはねられる事故があり、男の子は頭部や両手を擦りむくなどのけがをしました。」、「4日午後1時20分頃、和水町の菊水小学校の敷地内の通路で小学校2年生の8歳の男の子が軽トラックにはねられました。警察によりますと、男の子は意識ははっきりしているということですが、頭部や両手を擦りむくなどのけがをして、病院で治療を受けているということです。警察や町によりますと、軽トラックを運転していたのは町で支援員として働く70歳の公務員で、学校内の清掃を終えて移動中だったということです。当時、小学校は昼休みだったということで、警察が事故の状況を詳しく調べています、」というのが、マスコミの名称は申し上げませんが、報道機関で発表されている中身でございます。ほとんどのテレビや新聞等では同じような報道をされて、当時おられたと思います。

先ほど、私、読み上げましたけども、報道では「警察によりますと」というふうな説明で始まりましたが、こういった警察からの情報により報道というのは、これ警察から情報が提供されたんですかね、それとも、町から報道機関に事故当日、何か提供されたんですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） マスコミ報道への情報については、玉名警察署からよるものです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

多くの町民の方々は、先ほども言いましたけど、もうテレビ新聞でしか知ることがほとんどできないんですよね。「警察の報道によるところ」というところでありましたが、そうであれば、警察に対しては、事故の内容があたかも私は今読み上げさせていただきましたけども、軽傷であるかのような報道をされ、事実とは異なるような印象を与えることに私はちょっと違和感を覚えます。

先ほど教育長から、児童の身体状況について報告を受けましたけども、それと今、私が読み上げさせていただいた内容では、やはり私はこのお子さんは重症なのかなというふうに思いますし、ほとんどの方が今、教育長からお聞きした人たちは重傷を受けているというふうに捉えていらっしゃると思います。

ですけども、マスコミが報道された内容は軽傷のような形で取り扱われている。そういったところで、今後、町として、恐らくそういう町民の方のほとんどは軽症であるかのように捉えていらっしゃると思いますけども、今後、町として町民に対して、この認識をどのように解いていかれるのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） お答えします。

これまで事故の状況等については、菊水小学校の保護者だけでなく町内小・中学校の保護者にも事故の概要等を通知しております。学校以外としましては12月の町内全行政区の区長を参集して開催しました区長会、それから菊水地区民生委員において口頭で説明を行っております。

なお、4月号の広報なごみにおきましても、「子供たちの安心・安全のために」と題しまして、今回の事故のおわびと、それから事故の状況、そして新聞の報道等、先ほどもありましたが、新聞の報道とは異なり被害に遭われた児童は重傷を負われたということ、そして昨年末に退院された後も、通院を行いながら御家族の献身的な御支援の下に学校復帰に向けて頑張っておられるということ、加えて、再発防止策についても記載をしてお知らせを行う予定であります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

ぜひ誤った認識を解いていただくというふうな形で、先ほど、教育委員会のほうからは、広報誌へ事故の詳細について掲載をされていかれるということでございますけども、冒頭、申し上げさせていただきましたけども、発行に当たっては、被害児童またその御家族、そして加害者のプライバシーにも十分、配慮させていただいて、もし広報誌に掲載されるのであれば、そのような形でしていただ

ければと思います。

また、広報誌については、やはりこれからも残り続けるものでもございますから、よくよく被害者家族とはお話しをしながら、適切に町民への周知を図っていただければというふうに思いますが、発行責任者であります町長、お考えをお聞かせください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

今回の広報誌の掲載に当たっては、被害に遭われた御家族の皆様にも内容のほうを確認した上で発行することにしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 次に、要旨（2）について、お尋ねさせていただきます。

先ほどの答弁では、事故の発生から学校及び教育委員会、町執行部の被害児童や御家族への対応として、菊水小学校の保護者への説明ですとか、またその他の小・中学校の保護者への文書の配布というふうな形で進めていらっしゃるというふうなところでございました。

また併せて、再発防止対策、安全対策について御説明をいただいたところでございますけども、私は、あの事故が発生した事実を町は真摯に受け止めて、やはり二度とこのような形で学校の敷地内で事故が起きないように、繰り返すことのないように、再発防止対策、安全対策の徹底を強くお願い申し上げます。

そして併せて、このことは、菊水小学校に限らず町内全ての小・中学校や公立の保育所、また学童施設、そういったところも安全対策の徹底に努めていただきますよう希望しますが、執行部のお考えをよろしくお願ひいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時27分

再開 午後1時27分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

教育部局のみならず全ての管理しているところにおいて、交通安全、徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 次に、使用者責任についてお伺いいたします。

先ほどの答弁では、使用者責任については答弁がちょっと私のほうでは確認が、おわびはいただいたところでございますけども、どのように捉えていらっしゃるのか、もう一度、答弁を町長、教育長、お聞かせいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 使用者責任についてでございます。

民法上の使用者責任という理解でよろしいですかね。におきますと、和水町が使用者となりまして、従業員、会計年度職員が対象となります。その会計年度職員が起こした事故については、使用者責任として当然、町に責任がかかってまいりますので、民法、法律に基づいて対処してまいりたいと考えております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

その「法律に基づいて対処する」というのは、賠償とかそういう保険関係のことを申してらっしゃるんですかね。それとも、町長御自身でどのような、何か対処されるというおつもりなんでしょうか。その「法律に基づいて」というところをもうちょっとかみ砕いて御説明いただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

当該の案件については、まだ警察で調査中という状態でございます。当然、中には自動車の保険会社のほうが現在、入ってお話を進めている状況です。それにそぐわない対応、対象、補償というのが必要になった場合は、当然、使用者責任として町が負担していくことになるというふうに考えてます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 分かりました。

今現在ちょっと警察のほうで調査中であり、まだ被害児童とのほうのお話をされてらっしゃるといところで、現段階では町としてはまだ決まっていない形だというふうに理解をしたところでよろしいんですかね。

次に、ちょっとお伺いしますけども、最後にちょっとすみません時間もあれなので。これまで先ほど、申し上げましたけども12月4日の議会のときに事故が発生して、その後、定例会ですとか臨時会等でこれまでちょっと謝罪と説明がなかったのはなぜなのか、ちょっと伺わせていただ

ければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

休憩します。

---

休憩 午後 1 時31分

再開 午後 1 時34分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 先ほどの質問につきましては、ちょっと取下げのほうをよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） はい、許可します。

○1 番（亀崎清貴君） それでは、次の質問に移らせていただきます前に、今回の事故の件につきましては、先ほど執行部が述べられました再発防止対策の徹底と安全対策の早急な対応を図っていただき、併せて、広報誌へ掲載し町民へ周知を図るということでしたが、掲載する際は、先ほども申し上げましたが、作成に当たっては十分、御留意いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問事項 2、河川と歩道の整備と対策について。

質問の要旨（1）和仁川及び十町川での河川の浚渫状況と今後の計画について問う。

質問の要旨（2）町河川の維持管理について問う。

質問の要旨（3）主要地方道玉名立花線の下津田交差点から板楠方面にかけての約600メートルは歩道がない状態が続いているが、町としての考えと今後の対応について問う。

質問の要旨（4）国道443号線の下津田交差点から梶原交差点にかけての片側歩道となっているが、両側歩道にできないか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項 2、河川と歩道の整備と対策について。質問の要旨（1）「和仁川及び十町川での河川の浚渫状況と今後の計画について問う」について、答えします。

近年の集中豪雨などによる河川の氾濫、浸水被害が相次ぐ中、河道に堆積した土砂の撤去や樹木を伐採し、流下能力を確保する浚渫事業は重要と考えております。御質問の和仁川及び十町川は県河川となっております。浚渫の状況、計画等の詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）「町河川の維持管理について問う」について、お答えします。

町内には47の町河川がありますが、維持管理につきましては、行政区の御協力を得て維持管理

を行っているものと、町予算で維持管理を行っているものがあります。また、河道掘削・伐採につきましては、地元行政区からの御要望をいただいたところを優先的に行っているところです。

次に、質問の要旨（３）「主要地方道玉名立花線の下津田交差点から板楠方面にかけての約600メートルは歩道がない状況が続いているが、町としての考えと今後の対応について問う」について、お答えします。

歩道の設置は、通学路を中心に小・中学校、警察、県が協議する通学路緊急合同点検により、必要とされた通学路の整備を行っております。現在、小学校ではスクールバス通学となり、通学路に変更が生じている状況ですが、歩道を含めた道路施設の整備を行っております。

御質問の箇所は歩道がない状況です。通学路緊急合同点検の報告を待ちたいと思いますが、まずは、幅員が狭く、離合困難な県道整備を優先的に要望していきたいと考えております。

次に、質問の要旨（４）「国道443号線の下津田交差点から梶原交差点にかけて片側歩道となっているが、両側歩道にできないか問う」について、お答えします。

歩道設置に当たっては、車両・歩行者の状況を考慮し地域の実情を踏まえて判断することになりますが、現在は、財源の有効的な活用を行いつつ緊急性の高い通学路を中心とした歩道整備が重点的に行われています。

県管理道路につきましては、厳しい財政状況の中、効果的に事業を推進していくためには、玉名管内における交通安全事業の箇所の選択と集中を図る必要があります。優先順位上、和水町においては、玉名山鹿線の江田交差点を重点箇所として取り組んでいただいているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 質問の要旨1のしゅんせつ状況について、御説明いたします。

令和4年度分からです。和仁川、これは和仁神社上流、中林橋上流、野田地区の弥生橋上流の浚渫を行っております。また、十町川では、三加和支所上流を行っております。

令和5年度は十町川の三加和支所前の浚渫事業を行っております。

それと、今後の計画ですけれども、令和6年度以降については、県に対して行政区から要望が上がっている箇所を中心に掘削作業をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） まず初めに、要旨（1）についてですけども、先ほど、町長並びに建設課長のほうより御説明がございまして、御理解させていただきました。

昨年、和仁川の浚渫については、地元の区長さんより要望のほうを先ほどおっしゃいましたけども、町を通じて県のほうに要望を出されてると思います。そちらのほうも来年、やっていけるのでしょうか。野田の中学校橋付近についてですけど。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 今のところ要望を上げているところです。

今、県のほうの回答も、ちょっと県知事選挙があつておまして、暫定予算という形で確定はできないんですけれども、要望のほうは承っているという形でお答えいただいているところです。  
以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

中学校橋付近というのは、令和2年の水害ですとかそれ以前の水害でもたびたび越水して橋を越えたりとか、付近の道路、あと田畑のほうに川の水が流入する被害が日頃から起こっております。また、それから下のほうの梶原交差点付近、要は中学校橋から下流域、ちょうど十町川と接続する旧神尾小学校リング辺りまで、河川はずっとくねくねしてまして、間で洲ができておりまして、できればそういった下流域のほうもお願いしたいなというふうに思います。

上流域も当然、水害等あったので復旧とか浚渫とかこうしていかなきゃいけないということで、してきていただいているところだとは思んですけども、雨が流れるとどうしても下流域のほうに浚渫してないと水はけが悪くなってまいりますので、上流域のほうから合わせて下流域のほうにかけても浚渫のほうをお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 状況報告が河道の広さ、それと河道の高さ、こういった状況を見て、どうしても優先順位あたりも状況を見ながら考えていかなければいけないと思っている状況です。

後で、その蛇行している部分、洲がある部分、こういったものを状況を見ながら、町のほうも検討のほうを相談していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ぜひ確認していただきながら、前のほうに進めていただければと思います。

次に、要旨（2）の町河川について伺います。

昨年の5月に野田地区のほうから、野田地区を流れる小さい河川、小柳川というのがあるんですけども、そちらのほうを町河川に認定いただくよう要望のほうをされておられますが、町では様々多分、御検討のほうをしていただいたというふうに思いますけども、なかなかいい返事が得られなかったというふうなところで、私よりこの場をお借りしまして、少しその小柳川につきまして御説明のほうさせていただければと思います。

小柳川はまだ町河川になっておりませんが、中岳を起点に和仁川へ注ぐ自然の河川でございます。現在は水田の用水としてはほとんど利用されていないような状況で、これまでに大雨です

とか台風、そういったときにはのり面が崩落したりといった被害が頻発しております。

大雨のときは、接続地点の、ちょうど先ほど申し上げました中学校橋付近で和仁川のほうに注ぎますけども、中学校橋付近も越水するような状況でございますので、当然、その小柳川につきましては水が和仁川のほうには逃げ切れないというふうな形になりまして、そこにあります企業の敷地内へ水が流れ込むというふうな被害がこれまでたびたびございました。その都度、そちらの企業さんにつきましては自前の資金でその流入した土砂の撤去を行っておられるというふうなところがこれまでの状況でございました。

そういった中で、これまでも地元のほうからは何度か「町河川にさせていただきませんか」というふうな形で要望のほうをされておられるというふうなところでございますけども、ぜひ町長、執行部におかれましては、そういった事情も御考慮いただきながら御再考いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 小柳川の河川の認定の要望なんですけれども、ちょうど去年の5月に区長さんから要望書、ちょっと内容も十分、お聞きしたところです。なかなか、近所の工場のほうに御迷惑をかけるという形でお聞きしてまして、この部分も町長と御相談をして、町長の指示をいただきながら前向きに検討していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） ぜひ町長と御検討いただきながら、前向きにさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に（3）に移らせていただきます

先ほどのこの下津田交差点から板楠方面への歩道整備についてでございますけども、町長のほうからは、優先順位を絞って拡幅が必要な幅員が狭いところから優先的に広げていかれるというふうなところのお話がございますけども、当然その拡幅も大事な事業でございます。

しかしながら、この下津田交差点から板楠方面への歩道整備についてでございますけども、今から10年ほど前になります、当時の神尾工区全区長の連名で要望が出されていると私は聞き及んでおりますけども、町のほうは把握されてますでしょうか。

もし把握されているのであれば、そのときの対応等について伺えればと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 玉名立花線の歩道整備の要望書のことだと思うんですけども、今のところ全て地元からの御要望は、進達、文書をつけて県のほうに要望、こういったことをお伝えをしているところです。これは伐採要望とか水路の改修とか、こういったもの全て進達して県のほうにお伝えをしているところです。

また、町のほうの議会のほうの道路整備推進委員会、こういった形も一緒になって拡幅または歩道の整備、こういったことの要望も一緒に行っているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

この通学路はもう三加和地区の特に神尾校区の中学生はほとんどこの道を通って中学校のほうに通います。また上流域には採石場もございますので、朝にはダンプがわんわん通るような形でございます。どうか先ほど申し上げました津田交差点から板楠方面への歩道未整備の区間につきましては、早急に県のほうに対して要望のほうを強くしていただきますようよろしくお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

国道443号線は本町唯一の国道でございます。しかし、特に三加和温泉交流センターから小次郎丸バス停というのがあるんですけども、その小次郎丸バス停、目の神様からちょっと先になるんですけど、1.5キロのほうに、1.5キロの間に6か所の急カーブがありまして、歩道は片側のほうにあるんですけども、もう片方にはないような形で当然、歩道のないほうに住居ですとか商業施設、例えば神尾郵便局とか温泉施設とかそういったものが点在しているというような形で大変、危険なところであり、車道とその側溝幅が1メートルちょっとしかないというふうな形で大変狭くなっております。

ちなみに私も玉名警察署のほうに確認をさせていただきました。この443号線周辺での事故の件数でございますけども、範囲はちょっと広がりますけども、2018年から2024年2月27日、7年間で、人身事故が13件、物損事故が85件ということでございました。

あくまでこの件数は警察が把握されておられる件数というふうなところでございますけども、ちなみに私、昨日もちょっと昨日は休会でございますけども、夕方あそこの付近を通っていたら、ちょうど目の神様付近で軽乗用車が縁石に衝突してタイヤがパンクしていたというふうな事故が昨日もあっておりました。警察に通報されたかどうかはちょっと分かりませんが、やはり付近にはちょっと歩道ができないかなというふうな形で思っただけの方も多数おられます。

そして、スカイドームに行くところも、スカイドームに上がるところも歩道がないんですよ、横断歩道が。ですので、スカイドームのところのバス停に通う小次郎丸付近の児童は、一番近い歩道というのが三加和温泉の交流センターの先、それか小次郎丸バス停付近、先ほど申し上げましたこの1.5キロの間にスクールバスはスカイドーム付近にありますけど歩道がないんですよ。そこを、歩道のないところを横断して渡っていかなくちゃいけないというふうな形でございます。歩道の整備と併せて、今は特に白線も消えているような形でもございますので、横断歩道の整備、白線の整備そういったところをしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 国道43号の、確かにカーブが多ございます。横断歩道も、設置する

ようにも危険が多過ぎるという形で、なかなかその設置場所がないというのも現状であります。

車両の事故等を未然に防止するために、行政区からもガードレールのほうに反射板とかこういうものを要望する形で承っているところでございます。

今からは、この車両の交通としましては今後も通行車両の注意喚起、こういったものを行って、路面のカラーリングとかこういうもので安全を図ることと、白線の消えたところは、順次、補修していくことが、今のところはできる状況かなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） なかなかいきなり整備をするというのは難しいのかもしれませんが、そうやって困ってらっしゃる方々もおられますので、そういった声を十分把握されていっていただきながら要望を1つずつでも構いませんので、前に進めていただければと思います。

次に、質問事項の3、タクシーの利用についてお伺いさせていただきます。

要旨（1）和水町高齢者等外出支援タクシー利用助成事業の規制緩和と利用促進について問う。

要旨（2）乗り合いタクシー「あいのりくん」の今後の利用促進について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項3、タクシー利用について。質問の要旨（1）「和水町高齢者等外出支援タクシー利用助成事業の規制緩和と利用促進について問う」についてお答えします。

町では、家庭での移送が困難な高齢者等の医療機関への通院を支援するために、通院にかかるタクシー料金の一部を助成する、和水町高齢者等外出支援タクシー利用助成事業を実施しております。対象者は、家庭での移送や公共交通機関の利用が困難であり、次の4項目全てに該当する場合となります。

1つ目が高齢者のみの世帯。

2つ目が要介護認定された者、もしくはそれと同等の介護状況と判定された者。

3つ目が非課税世帯で本人の合計所得金額が80万円以下。

4つ目が町内に運転免許を有する一親等の親族がない。

となっており、この項目全てに該当する方が対象となります。

また、タクシー券は1枚500円で、1か月に3,000円（6枚）までの使用としており、年間に3万6,000円（72枚）が利用可能となっています。

令和5年度は、4月に4名の利用登録でありましたが、8月に広報なごみによる周知を行ったところ5名が増加して現在9名の利用登録となっております。

御質問の事業の規制緩和と利用促進についてです。

まず規制緩和とは、経済活動に対する政府などの様々な公的規制、認可や届出などを廃止緩和することと認識しておりますので、ここでは利用条件の緩和として御説明します。

居住地域によっては、遠距離の通院となり、月3,000円の補助では不足する方もあると伺っています。現在は毎月のタクシー券の使用限度を3,000円（6枚）までとしています。月の使用限度をなくし、年間3万6,000円（72枚）を自由に使用できるよう利用条件の緩和を検討します。また、利用促進については、対象者に対して通知を行うなど、引き続き、利用促進に取り組んでまいります。

詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨の（２）「乗合タクシー「あいのりくん」の今後の利用促進について問う」についてお答えします。

現在、町においては、路線バスをはじめとする既存の交通手段を補完するため、地域公共交通の1つとして、平成29年度より自宅と乗降場所をつなぐ乗合タクシー「あいのりくん」を運行しております。乗降場所として、公共施設や医療機関、スーパーなど、町内18か所、町外拠点2か所の計20か所の乗降場所を設定しており、交通手段の確保やお出かけ機会の創出を図っているところです。

利用登録者数は、令和6年1月末時点で792人が利用登録されており、令和5年度の年間利用見込数は、菊水区域が5,300件、三加和区域が2,100件の合わせて7,400件の利用を見込んでおります。

今後の「あいのりくん」の利用促進ということですが、令和6年度の計画では、菊水区域の利用件数の増加の影響による待ち時間等を改善するために、菊水区域の運行台数を現行の2台から3台へ増やす計画です。

また、高齢者等の運転免許証の自主返納への支援策として、免許証返納から1年間、「あいのりくん」の無料化を予定しております。

そのほか乗降場所については、災害避難所としても指定されているスカイドームや和水町体育館、また斎場などを新たな拠点として追加し、引き続き、利用者の利便性向上に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（高木洋一郎君）

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） タクシーチケットの利用促進につきまして、御説明をいたします。

制度の周知がまだ不十分であるとの見解から、対象者約300名に利用案内通知をお送りしたいと思っております。それによって制度の周知と利用促進を図っていく計画としております。

「約300名」と申しますのは、先ほど町長より答弁のございました2つの要件、高齢者のみの世帯であること、非課税世帯で本人の合計所得金額が80万円以下を満たす方ということでございます。

この方々にお知らせ通知を行うこととなりますが、残りの2つの要件、要介護の状況でないお元気な方や、町内に1親等の運転免許を所有されている方がいる場合は対象外となります。その状況の有無を事前に把握することは難しいため、通知でお知らせするとともに、利用の御相談が

ありましたときに聞き取りをいたしまして御説明を詳しくする予定としております。

併せまして、今まで申請に至らなかった理由も把握させていただくことで、今よりもっと利用をしやすい制度となるよう今後も努めてまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

まず初めに、要旨（1）についてです。こちらの和水町高齢者等外出支援タクシー利用助成事業につきましては、昨年も質問のほうをさせていただきました。非常にいい制度なんですけども利用者が少ないというふうなところで、この条例をつくられた当初、たしか平成18年ぐらいだと思うんですけども、そこから利用者がなかなか伸び悩んでおったというふうなところで、今回、月額3,000円というふうな枠を取っ払って年72枚、要は3万6,000円分がその枠の中であれば自由に使えるというふうな形で切り替えていかれるというふうな御説明でございました。本当に、課の中で、また町長ともすり合わせされながら、試行錯誤されながら判断されたと思います。まずもって感謝申し上げます。ありがとうございます。

利用者は、今月はタクシーで行けなくても、来月は御自身の御家族であったり地域の人とかに送っていただいて病院ですとかお買い物に行かれるというふうなケースもあると思いますので、やはりその辺は臨機応変さというのが伴ってくるのかなというふうに思います。そういった対応を切り取って、きめ細やかな行政サービスを行うことがこれからの時代に求められることなのかなというふうに思います。ぜひ今後も住民のニーズを捉えながら、ブラッシュアップして業務に専念されることを期待しております。

次に、要旨（2）についてでございます。

せんだって2月5日の子ども議会におきまして、生徒から「あいのりくん」の利用拡大についてというふうな質問がございました。

私もちょっとそのときに考えさせられたのが、今、利用時間がたしか8時半から5時までというふうなことでございますけども、子どもの通学時間帯に何とか「あいのりくん」の利用ができないかなと。今の既設の「あいのりくん」の乗降場所があると思うんですよね。例えば、三加和支所とか菊水本庁とか。そういったところに「あいのりくん」で来れば、例えば、本庁からだったら玉名方面にバスで通学できますし、本庁、例えば三加和支所から山鹿方面にもバスで行きますので。

ただ、時間帯が8時半となると子どもたちはどうしてもバスに乗れません。そういったのも例えば、時間帯、該当者を区切って運行できないかなと。早朝便、例えば7時から運行するとか、そういうふうな形でできないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 時間がありませんので、簡潔な答弁をお願いしますとともに、これを最後の質問といたします。

答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えします。

高校生の通学に対する早期運行を実施できないかという御質問だと思います。

運行拡大は、議員のほうも御承知かと思いますが、大前提として、路線バスとタクシー事業者の御理解が必要となります。

まずは、町内でどれだけニーズがあるのか、また、ほかの交通手段やほかの支援策等で代替ができないか、そこら辺を調査研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高木洋一郎君）

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） ぜひともその辺のニーズの把握というのに努めていただきながら、御検討いただければと思います。

時間もございませんので、これで質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で亀崎議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 2 時04分

再開 午後 2 時18分

---

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、齊木議員の発言を許します。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは）

令和 6 年 3 月12日火曜日、午後 2 時19分、6 番議員、齊木幸男の 3 月議会の一般質問を始めます。

傍聴席の皆様、テレビモニターの前の皆様、お忙しい中、傍聴いただきありがとうございます。また、後日、会議録をお読みになる方は、どうか最後のページまでお読みください。

私の議員 2 期目のスローガンは、子育てするなら和水町です。まず、県北地域で子育てをするなら和水町が一番よい町であると言われるようにしようです。

では、会議規則の規定により通告した 4 件の一般質問をさせていただきます。

質問事項 1、町行財政運営及び今後の取組について。

質問の要旨（1）T SMC 第一工場の稼働と今後の第二工場の建設は、和水町にどのような波及効果があるか問う。

質問の要旨（2）消防菊水分署周辺の町有地の利活用状況を問う。

質問の要旨（3）旧南小学校プール跡地の利活用状況を問う。

以上、これからは質問席にて質問させていただきます。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 齊木議員の質問にお答えします。

質問事項の1、町行財政運営及び今後の取組について。質問の要旨（1）「TSMC第一工場の稼働と今後の第二工場の建設は、和水町にどのような波及効果があるか問う」についてお答えします。

菊陽町に建設されたTSMCの第一工場は先月の24日に開所式が行われ、本年の12月までには半導体の量産を開始する予定と聞いております。第二工場についても熊本県内に建設するという報道があり、熊本県はますますクローズアップされてきている状況です。九州経済調査協会の推計によると、九州圏への半導体関連の設備投資による経済効果は、10年間で20兆円を超えると予測されており、さらなる期待が持てる状況です。

和水町には、どのような波及効果が見込めるかということですが、現在において大きな変化が出てきている状況ではありませんが、半導体関連企業の誘致に努めるほか、温泉や観光資源を活用した観光入込客数の増加に努め、将来的に和水町に波及効果が現れ、地域経済が活性化できるようにしっかりと取り組んでまいります。

次に、質問の要旨の（2）「消防菊水分署周辺の町有地の利活用状況を問う」について、お答えします。

これまでの一般質問で回答した内容と重複しますが、和水菊水分署周辺の町有地については、平成25年から平成26年にかけて宅地造成が計画され、用地取得、測量設計業務、地質調査業務までが完了しておりますが、多額の事業費が必要となること、排水処理の問題などから計画が頓挫している状況です。

当該の町有地につきましては、現段階において今後の具体的な計画等はできておりませんが、活用方策について、検討を行う必要があると考えています。

次に、質問の要旨（3）「旧菊水南小学校プール跡地の利活用状況を問う」について、お答えします。

旧菊水南小学校プール跡地の利活用につきましては、令和5年9月に旧農業就業改善センター跡地、旧菊水南小学校プール跡地、そして旧和水町斎場跡地の計3件の町有地について、プロポーザル方式による公募を実施しましたが、残念ながら今回、公募した全ての町有地において、事業提案はなしという結果になりました。

このことから、今後、対象の町有地の最低売却価格の見直しや指定用途の緩和など、条件の見直しを行い、次年度において売却を進めていきたいと考えています。

現段階でのスケジュールとして、令和6年5月中旬より募集を開始する計画としています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 質問要旨（1）の再質問をさせていただきます。

町長の答弁によれば、大きな波及効果は出てないという状況のお答えでした。

菊陽町で世界最大の半導体メーカー、台湾のTSMCの新しい工場、建設費は約1兆円の工場が先月、稼働し始めました。また、TSMC第二工場建設費約2兆円の工場も建設されます。

この1兆円はものすごい金額です。1兆円を日本の人口で割ると1億2,000万人ですから、1人当たり8,300円です。熊本県は170万人ですから、約1人当たり58万円という計算になります。県民1人当たり約58万円の波及効果が感じられているのでしょうか、いかがでしょうか。

報道によれば、熊本県内でも県北地域は盛り上がっているが、天草や人吉、球磨など県南地域は波及効果が感じられないと言われていています。県南地域は観光で盛り上がっていきたいと言われている。

現在、TSMC建設で盛り上がっている県北地域、この県北地域の和水町はどうでしょうか。大きな波及効果は出ていない状況です。

しかし、九州縦貫道の高速道路の菊水インターチェンジが和水町にあります。また、福岡県に近い交通の要所です。国宝江田船山古墳、三加和温泉、日本遺産の菊池川、金栗四三先生の生家、そして総合グラウンドやゴルフ場もそろっています。必ず波及効果はあるはずで。

高速のインターチェンジ、1日5,374台が乗降しています。年に換算すると196万台です。県道16号玉名山鹿線は1日1万7,369台、年に換算すれば633万台です。約の数ですが。

和水町の発展は、県道大牟田植木線から菊水インターチェンジの前の道、県道玉名山鹿線に移っていることは、町民周知の事実です。この菊水インターチェンジ一つとっても和水町はTSMCの波及効果があつてしかるべきと私は考えます。

質問の要旨（1）の再質問として、和水町はTSMCの波及効果で活性化できるし、県北の和水町は大きな活性化が起きなければならない町であると私は考えておりますが、町長の感想をお願いいたします。簡潔にお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

和水町の波及効果の具体例ということで回答に置き換えたいと思います。

具体的な事例といたしまして想定されるのは、菊陽町周辺の土地不足及び地価高騰、上昇等の影響による住宅の需要や産業用地需要の取込み、あとインバウンド観光の受入れ、マラソンをきっかけとした交流事業等が考えられると思います。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

待っているばかりでなく波及効果を呼び込む政策も改めて必要だと感じているところです。

質問要旨の（2）の再質問に移ります。

消防菊水分署周辺の町有地、元の地権者や町民の方がおっしゃっている言葉を借りれば、前原

地区の住宅造成地であると私は考えております。

町長のお答えのように、平成25年から26年にかけて宅地造成、計画、用地取得、測量設計、地質調査業務まで完了しています。この事業には、既に設計料で1,155万円、地質調査で270万円の予算が投入されています。今年で11年目、造成工事はまだ始まっていない状況です。

私は、平成30年6月議会よりこの質問をしております。私は議員就任から7年にわたり一般質問で取り上げています。今回で7回目になります。平成3年12月議会、前高巣町長の最後の回答は、「造成事業としては課題が多く、現状のままでの売却を含めて検討したい、」、また、令和5年6月議会で石原町長は、「具体的な計画は出ていない。活用の方策を検討。」とのお答えでした。令和6年3月議会でも同じお答えでした。

先ほど、申しましたとおりこの菊水インターチェンジ一つとっても、年間196万台の車が乗降しております。県道16号は633万台です。和水町のこの消防菊水分署の上の土地は住宅地やその他の活用するには好立地の土地と私は考えております。

改めて、この菊水インターチェンジ周辺の地域は、今後、発展することが期待できる場所ですし、発展させなければならない土地と私は感じております。そのためにも、総合グラウンドやゴルフ場の入口の好立地の消防菊水分署周辺の町有地の利活用は必要不可欠なはずです。また、TSMCの経済波及効果が待っているばかりではなく、波及効果を呼び込む政策も必要だと感じております。

改めて再質問として、令和6年度は、開発の具体的計画を進めていただきたいと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町長の答弁の繰り返しとなりますが、諸問題がございます。諸問題を解決した上でしか前に進むことができないと感じておりますので、ちょっと繰り返しになりますが、ほかの活用も視野に入れながら調査研究してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 改めて、この町有地利活用計画を進めていただきたいと提言させていただきまして、質問要旨（3）の再質問に移ります。

最低価格の見直しや使用用途の緩和など、条件の見直しをして平成6年5月より公募を開始するとの答弁でした。

和水町のどの小学校もその地域の中心や要所にあります。旧菊水南小学校や旧菊水南小学校プール跡地も南校区の要所にあります。町民の関心は非常に高いと思います。このプロポーザルでの売却が南地区や和水町全地域によい効果が波及できるような利活用になるよう、私は望んでおります。また、よい波及効果が出るように改めて努力していただきたいとも考えております。

再質問として、和水町全体によい波及効果が出るようなプロポーザルの公募にさせていただきた

い、努めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

これもすみません町長の答弁の繰り返しになりますが、条件緩和をしながら前に進めていきたいと思っております。複数プロポーザルができるように頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 心強い答弁をいただけたと私は感じております。

では、質問事項（2）に移ります。ふるさと納税について。

質問要旨（1）令和元年から令和4年までの実績と令和5年の現状を問う。

質問要旨（2）返礼品で農産物はどれほどの割合を占めるか問う。

質問要旨（3）収益額の使途について問う。また、農林水産業の振興には活用されているか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

質問事項2、ふるさと納税について。質問要旨（1）「令和元年から令和4年度までの実績と令和5年の現状を問う」についてお答えします。

ふるさと納税制度は、地方創生を目的として地方自治体への寄附を促進するために2008年に導入され、全国の自治体で積極的な事業展開が行われています。

ふるさと納税の趣旨は、単に自治体への財政支援にとどまらず、寄附者自身がふるさとやお世話になった自治体に感謝や応援の気持ちを伝えることを通じて、個人と地域の連携を強化し、地域間のつながりを構築することにあります。また、自治体に新たな財源を提供するだけでなく、特色ある特産品や観光資源のPRにもつながっています。寄附者に対して特産品が返礼品として提供されることで、地方創生における新たな魅力発信の手段にもなっています。

和水町においても、徐々に成果を上げてきましたが、制度のさらなる発展と地方創生への貢献を目指し、引き続き、適正な運用と改善に努めてまいります。

これまでの実績と詳細につきましては担当課長より答弁します。

次に質問の要旨（2）「返礼品で農産物はどれほど割合を占めるか問う」についてお答えします。

返礼品の品目、割合など詳細につきましては、こちらも担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（3）「収益額の使途について問う。また、農林水産業の振興には活用されているか問う」についてお答えします。

収益額の使途について、令和5年度事業においては、子ども子育て応援宣言を行い、子育て世

代の経済的負担を軽減するために、入学祝金、出生祝金などの支給や、給食費・服飾費の無償化などの事業を中心に、基金を活用しています。

次に、農林水産業の振興への活用については、本町の基幹産業である農業や林業において従事されている生産者の皆様を支援することは、町の役割として非常に重要であると認識しています。

令和5年度は、農畜産物など地域製品のブランド化に向けたスタートアップ事業として、産地プロデュースの専門家をお招きし、ブドウやミカンなどの農場及び物産館の現地視察、そして若手生産者や事業者との意見交換会を実施しました。令和6年度は、地域製品ブランディング事業として、食を中心とした町の地域活性化と生産者の所得向上、そして販路拡大を目的に、新商品開発やブランディング戦略の監修、東京都内での和歌山フェアを実施する計画です。

これらの財源については、ふるさと納税応援寄附金ではなく有利な財源である熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金の活用を予定しており、和歌山町内の生産者の皆様をしっかりと支援したいと考えています。

ふるさと応援寄附金基金については、全国の皆様からの和歌山町を応援したいという思いを大切に、町の優先課題である事業に活用させていただき、和歌山町の発展、活性化につなげてまいりたいと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問の要旨（1）「ふるさと納税の寄附金額の実績」を申し上げます。

まず、令和元年度5,500万円、令和2年度5億5,500万円、令和3年度7億1,300万円、令和4年度5億8,400万円です。令和5年度につきましては約7億5,000万円となるという見込みでございます。

次に質問の要旨（2）「返礼品について」お答えいたします。

和歌山町のふるさと納税での返礼品目数は、令和6年2月末現在で、お米が188品目、果物で61品目、肉類で128品目、その他、野菜・お菓子・加工品等で55品目あり、合計で432品目をそろえています。人気の品目は、米、果物、肉類が多く選ばれております。

お尋ねの返礼品の中の農産物が占める割合でございますが、約9割程度となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 質問要旨の1の再質問をさせていただきます。

ふるさと納税の5年間の実績、令和元年から令和5年までの件数を私が合計したところ、16万1,435件です。金額は26億5,877万1,000円です。

私は、この数字は、この和歌山町が日本全国の16万1,435人から応援をいただいている。また、26億5,877万1,000円の寄附額を頂いて、和歌山町が応援されていると捉えています。

町長は、このふるさと納税の寄附額、また寄附の人数、どのように捉えているか簡潔に御答弁ください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように今年度、令和5年度は7億5,000万円ということで、和水町において過去最高の寄附額となる見込みです。次年度以降も、今年度を超えるように新たな品目等を追加しながら、サービスの強化に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

では、質問要旨の（2）の再質問に移ります。

返礼品は432品目、約9割が農産物です。その中で一番人気は188品目のお米ですね。ふるさと納税5年間の実績、令和元年から令和5年までの金額は、先ほど申しましたとおり26億5,877万1,000円です。その寄附額の返礼品代、これは私が考えるところ約3割に当たります。そして、そのうちの9割が農産物ということですから、この5年間で、和水町の農家の方またはこの農産物を御出品なった方には、大変な収入になったと考えております。

農家の方々は、もともと生産物を生産されています。出荷する場所がふるさと納税の返礼品に変わったということですが、農産物のこの単価のアップや販売量の増加などを考えれば、私はふるさと納税の返礼品出荷によって、農家の方の所得が向上したと考えておりますし、農家の方の所得向上にはつながっていると考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

農家の皆さんの収入が増えているかどうかの把握はしておりません。お米で例えると、農協さんに出荷したり返礼品で出荷したり、また直接販売とかいう場合がありますが、単価が一緒じゃないと思いますので一概には言えませんが、返礼品として出荷していただくことで農家の皆様の収入が増えることを期待しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

このふるさと納税の寄附金ですが、お米一つとっても、一括で頂く方と毎月、発送をお願いする方、ですので計算というのは非常に大変だと考えております。答弁の内容は十分、理解できる内容だと思います。

質問要旨の（３）の再質問に移ります。

返礼品は農産物、またそれを生産しているのは農家の方々であるとすれば、ふるさと納税の寄附金で農家の支援をしていくということは、もう至極当然だと考えます。それにより、返礼品の魅力アップにもつながるとも私は考えております。

物には価値があります。和水町のお米はおいしいと言われる価値のことです。物の価値は人がつくり出しています。それゆえ、人に投資して、その物の価値を上げていく。和水町の農家に投資して、その返礼品の価値を上げていくこと、ここは私は重要だと考えております。

９割の返礼品が農産物、農家の方が作り出している出品だと、答弁がありました。ゆえに、このふるさと納税の寄附金を使いまして、農家の支援や農家の方のお仕事に投資をすることは、返礼品の魅力が向上し、そのことによってふるさと納税の納税寄附金が向上するという好循環を生むと考えております。ふるさと納税のさらなる寄附金アップと、和水町の基幹産業である農業の発展にもつながると考えております。

要旨（３）の再質問として、ふるさと納税の寄附金、これを農家の方の支援、または農家の方のお仕事に対する投資に回す。この考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

ふるさと応援寄附金や子育て支援基金の活用につきましては、まずは喫緊の課題であります少子高齢化や人口減少対策として重点的に活用させていただいております。基金の活用とは別ですが、もちろん農林水産業の支援もしっかりと担当課と検討してまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

まさに、和水町が一番困っていることは人口減少、子育て支援、まずここにふるさと納税の寄附金を充てる。もう当たり前のことでありますし、その事業が今行われております。それゆえ、この質問を取り上げております。

質問要旨の（３）の再質問を続けます。

農業の支援についてです。ふるさと納税の寄附金、この使い方の提案です。

一人一人の給付から環境に対する投資、それに使ったらどうかということです。一人一人の支援、農家の方にですね。農林水産業の方ですね。一人一人への支援、個別支援ではなく和水町全体の農林水産業の業務・経営の継続のシステムの構築、農林水産業が将来も継続できる環境になるような投資を行うべきではないでしょうか。

農業で十分生活ができる、家業の農業を継承し、そして生活も十分にしていけるし、またそのお子様方にその農業の継承もできる。そういう環境の構築に、このふるさと納税の寄附金を使ったらどうかということを提案させていただきます。

1つ例を挙げます。本年、議員の先進地視察を行った埼玉県三芳町のことを紹介します。

三芳町は、武蔵野の落ち葉堆肥農法で日本農業遺産に認定されている地域です。1694年、江戸時代、江戸の急激な人口増加に伴う食糧不足を背景に、川越藩が行った開拓に端を発しています。落ち葉を堆肥にする江戸時代の優れた農業計画により開発が行われ、歴史的価値を有する土地利用は現在も受け継がれ、農業の後継者も困っていないほど優れた農業が発展した町でした。

江戸時代にも川越藩が開拓を計画し、その農業システムである落ち葉堆肥農法が現在も続き、また十分、農業で生活ができる、また、後継者も困っていないという優れた三芳町でありました。

このように、日本農業遺産のすばらしい例もありますが、私はこのふるさと納税の寄附金を使い、ただ一人一人に給付していくような形ではなく、和水町、この基幹産業たる農業が次の世代、また次の世代も継承していくような、優れたこのシステムの構築に使っていく、このような使い方もできるんじゃないかということをご提案させていただきますが、町長の答弁を簡潔にお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 齊木議員の御提案に対する答弁になりますけれども、ありがたい御提案ありがとうございます。

来年度から環境に配慮した農業を推進するための有機農業推進協議会を設立するように検討しているところでございます。予定といたしましては、6月ぐらいに協議会を設立して、それから環境に配慮した農業をというところで検討していく予定でございます。

今後、御提案いただいたふるさと納税というところも視野に入れたところで、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 要旨（3）の再質問の答弁をいただきました。

ふるさと納税は、やはりすばらしいシステムでもありますし、今、和水町は、令和5年の状況を見ただけでも約5万件、7億5,000万円の寄附を頂いている状況です。

お話を聞くと、やはり返礼品が一番ポイントのようですので、改めてこの返礼品のブラッシュアップというんですか、魅力アップをお願いして、次の質問に移ります。

質問事項3、移住定住について。

質問の要旨（1）令和5年度、移住定住促進プランと、子育て応援プランの活用が進んでいる。移住定住の進展と住宅取得の状況はどのようなようになったか問う。

質問の要旨（2）質問要旨（1）の政策はどのような数値目標を考えて行われているか問う。

質問の要旨（3）町の総合人口は、まちづくり総合計画の目標人口に向かって進んでいるか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

質問事項3、移住定住について。質問の要旨（1）「令和5年度移住定住促進プランと子育て応援プランの活用が進んでいる。移住定住の進展と住宅取得の状況はどのようなになったか問う」についてお答えします。

移住定住については、令和5年度より移住定住促進プランや子育て応援プランを展開し、新築住宅未来支援補助金の拡充やわくわく子育て応援金による出生祝金の拡充入学祝金の新設など、昨年4月から開始したところです。

事業開始から11か月が経過しましたが、新築住宅未来支援補助金や新婚さん定住促進奨励金、空き家バンクの活用により、町外から転入された令和5年度の移住者の数は2月末現在で32人となっています。

また、新築住宅未来支援補助金の活用による住宅取得件数は2月末現在で16件となっており、そのうち5件が町外からの移住世帯となっています。

次に、質問の要旨（2）「質問の要旨（1）の政策はどのような数値目標を考えて行われているか問う」についてお答えします。

まず、今回の移住定住や子育て応援の取組は、急速に加速する人口減少、少子高齢化の流れを緩やかにし、10年後、20年後、30年後、未来の和水町を見据えての施策と捉えております。年間40人台まで減少した出生者数を徐々に回復につなげたいとの思いがあります。また、高齢化率は43%台にまで上がり、高齢者を支える現役世代は減少の一途をたどっております。これに歯止めをかけ、生産年齢人口の維持または増加を目的としています。

個別の数値としては、町内においては居住用の戸建て住宅用地を分譲用地として開発整備を行う民間事業者に対して、令和4年度より、民間分譲宅地開発支援補助金を交付しています。本事業については、令和4年度から令和7年度までの4年間に於いて合計60区画の目標値を掲げ事業を進めております。民間事業者による宅地開発が進むことで、町内における新築住宅の取得件数も併せて増加することを期待しています。

事業開始から約1年が経過し、まだまだ数値としての結果を表わせていないのが現状ですが、継続して事業を行うことにより、町内外の皆様にご支援のまち和水町が浸透し、移住定住者、出生者数の増加につながるようこれからもしっかりと事業に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、質問の要旨（3）「町の総人口は、まちづくり総合計画の目標人口に向かって進んでいるか問う」についてお答えします。

まちづくり総合計画の目標人口につきましては、平成31年3月に策定された第2次和水町まちづくり総合計画における2020年の目標数値と2020年の国勢調査による人口等を比較した場合、総合計画目標値が1万83人、国調の人口が9,342人ですので、比較すると、総合計画の目標値よりも741人少ない状況であり、目標人口よりも5年ほど先行した人口で推移していると言えます。

人口減少の抑制については出生率の上昇が重要と考えており、出生率を上げるためには移住定

住に必要な住環境の整備のみならず、福祉・教育・医療・仕事などのさらなる総合的な環境整備の充実・強化を図り、若者世代の移住定住につなげていくことが非常に重要であると認識しています。

繰り返しになりますが、和水町では、引き続き、移住定住促進プランをはじめ子育て応援プランなど、町を担う若い方々が安心して子育てができる環境整備を支援することで、総合計画の目標人口に近づけるよう努めてまいりたいと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

では質問要旨（1）の再質問をさせていただきます。

事業開始から11か月経過し、現在で32名転入者、また、住宅のほうは16件、そのうち5件が町外からの移住者という数字の答弁をいただきました。

私はその数字を聞いて、11か月しかたっていないのに効果があるなあ、じわじわ効果が出てくるなというふうに感じておりますが、執行部のこの数字の捉え方、簡潔で結構ですので、効果が出てるか、これからか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

移住定住促進プラン、子育て支援プランなど、昨年度からより充実した内容で支援を行ってきております。現状といたしましては、少子高齢化、人口減少の対策として、今は種をまいている状況でございますので、これから成果が上がるように期待していきたいと思っております。

以上です。

議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

今、パソコンで検索すると、和水町、子育て5人目で100万円、まず第1番目に検索にかかります。非常に全国の方にいい話題が提供できてるのではないかと私は考えています。

では、質問用紙（2）の再質問に移ります。

令和4年度から7年度で合計60区画を予定されているという答弁でした。1軒に5名がお住みになると考えれば300人ですね。では、この60区画、移住定住の世帯はどれぐらいの件数・人数と予定されているかお伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

60区画の目標値は定めておりますが、移住者の目標値は申し訳ございませんが、ちょっと定め

ておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

今のは大変、難しい質問でした。

では質問用紙の（3）の再質問に移ります。

答弁のとおり平成31年の策定の第2期まちづくり総合計画前期では、令和2年、2020年の目標値1万83人でしたが、国勢調査では741名減ということでした。令和5年策定の第2期まちづくり総合計画後期版では、2025年は人口は9,523人になっております。

現在、役場の入口に掲示してある和水町の人口を見ると9,080人です。令和6年度中に8,000人台になるのではないかと私は心配しております。

そういう中でも、人口減少は抑制されている結果が私は感じられているので、再質問をさせていただきます。

私は、和水町の少子高齢化や過疎化が進む中、出生数は現状を維持しているといういい数字があるんじゃないかというふうに考えております。令和5年度の出生数は39人と、私は調べておりますが、コロナの影響で少なくなったんでしょう。

ここから数字を言いますので、お付き合いお願いいたします。

平成27年の出生数は66人、平成28年は67人、平成29年は65人、平成30年は45人、令和元年は39人、令和2年は50人、令和3年は47人、令和4年は45人、そして令和5年は39人の出生数でした。

平成27年度生まれのお子様は66名ですが、令和3年に小学校1年生になられますが、そのときの数は69名に増えています。3人増えています。平成28年生まれのお子様は67人ですが、令和4年に小学1年生になられますが、そのときは79名、12人増えています。平成29年生まれのお子様は65名ですが、令和元年に小学1年生になられますが58名、ここは7人減っています。

しかし、和水町の小学校の総生徒数、人数、平成27年は407名、令和3年は419名、令和4年は443名、令和5年は426名と、現状を維持しているようです。400人台を維持しています。

人口減少の日本において、すばらしい数字だと私は感じております。

改めて、本年、先進地視察で、人口1万3,118人の埼玉県鳩山町も視察いたしました。この鳩山町様は、町の幸福度自治体ランキング2年連続1位の町です。

そこは、転入者が令和4年で386人と、転出者を上回っています。しかし、出生数は、町の資料からすると、令和元年は40名、2年は29名、3年は47名、4年は31名、令和5年は29名という説明を受けました。

人口1万3,118人の埼玉県鳩山町、町の幸福度自治体ランキング2年連続1位の町と比べても、この和水町、人口9,080人の和水町、私はこの出生数はすばらしい数字が出ているのではないかと感じております。

質問の要旨（3）の再質問では、答弁の人口減少をとどめる上でも、和水町の根本課題に取り

組まなければならないと私は考えています。

根本課題は、町の基幹産業である農林水産業の振興と教育の振興です。

和水町の人口減少の抑制には企業誘致はもちろんです。和水町の基幹産業である農林水産業の振興、ここに次元の異なるテコ入れをしていく必要があると考えております。また、この根本原因を解決するには、教育の振興をさらに進める必要があるとも考えております。

和水町はほとんどが山林に囲まれ平地が少ない中山間地です。大きな工場も少ないし、その中でここまで発展してきた要因はすばらしい教育により、優れた人材を育ててきたからでしょう。子供たちへの教育、子供たちへの投資が改めて必要だと考えております。

質問要旨（3）の再質問として、答弁に引き続き、移住定住の促進プランをはじめ子育て応援プランなど、まちを担う若い方々が安心して子育てができる環境整備を支援し、人口減少を抑制したいとの答弁でしたが、そのためにも、私は基幹産業である農林水産業の振興、そして、教育の振興をさらに支援し進めていく必要があると考えておりますが、町長の考えを簡単にお願いたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

まず、農林水産業の振興ということですが、やはり若手の方が就農されるに当たっては、やはり稼げる農業というか、その収益も目標になってくると思いますので、そのあたりのお手伝いなどもしながら、若者が農業に就農できるような仕組みをつくっていただければと思います。

私も結婚・出産・育児・教育と切れ目のないサービスということで、お話をいつもさせていただいております。現在は、入学の祝金を創設して教育のお手伝いをしておるところですが、教育の中身、和水町だからできる教育というのをこれからはしっかりと作り上げていく必要があると思っております。

和水町としては豊かな観光資源、そして歴史的文化資産等がございますので、現在も先ほどからありますように金栗先生の事業を行っていたり、町の歴史に特化した授業や例えば、英語に特化した授業など様々な教育の取組がございますので、そのあたりを施策として盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁をいただきました。

「県北で最も農業後継者が育つまち、県北で最も教育が充実しているまち、教育のまち和水町」と言われるようになりたいと感じております。

では、質問事項4に移ります。

教育施策について。

質問要旨（1）町長の教育施策の基本方針と教育へのビジョン、理想像、未来像を問う。

質問要旨（２）町には教育施策の根本を明確に示した国の教育振興基本計画や県の教育大綱を考慮した基本方針や計画があるか問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

質問事項の（４）教育施策について。質問の要旨（１）「町長の教育施策の基本方針と教育へのビジョン、理想像未来像を問う」についてお答えします。

私が掲げました、まちづくり7つの政策の中で、子育て支援、教育環境の充実を挙げております。子育て世代を支えるとともに、未来を担う子供たちがこの町で夢を持ち、夢の実現に向けて力をつけられる環境をつくることを目指しています。

給食費の無償化や3世代が集える公園の整備、産み育てやすい環境づくり、教育環境の整備、そして国際化社会に対応できる人材育成に取り組むこととしております。

また、第2次和水町まちづくり総合計画後期計画の基本目標の中にも「未来を担う人が育つまち」を掲げ、4つの基本施策（生きる力の育成と教育環境の充実、特色ある教育の推進、生涯学習・生涯スポーツの推進、歴史・文化の継承）に基づいて取り組んでおります。

次に質問の要旨（２）「町には教育施策の根本を明確に示した国の教育振興基本計画や県の教育大綱を考慮した基本方針や計画はあるか問う」についてお答えします。

和水町におきましては、本町の教育に関する基本理念と取組方針など大枠を定めた和水町教育大綱を平成28年2月に定めており、その中で、教育行政の推進に当たっては、和水町教育創造計画に基づき施策を展開することとしております。

詳細につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 齊木議員の質問の要旨（２）「町には教育施策の根本を明確に示した国の教育振興基本計画や県の教育大綱を考慮した基本方針や計画はあるか問う」について、お答えします。

教育基本法では、国の計画を参考にしながら、地方自治体においても教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されております。これに基づき、和水町では和水町教育大綱を定め、教育行政の推進のため和水町教育創造計画を策定して、実践に取り組んでおります。

令和4年に改訂しました和水町教育創造計画では、「自他ともに愛し、ふる里の自然・文化・伝統を守り、「和水町」を発展させようと努力する人づくり」を和水町の教育目標として掲げ、和水町の教育指針として、「家庭・学校・地域」の3つの環で子どもを育むこととしています。この計画は、国や県の教育振興基本計画を参考にし、加えまして「熊本の学び」の推進にも取り組むこととしております。

一人一人の基礎・基本の定着とだれ一人取り残さない学びを保障する授業の改善に努め、能動的に学び続ける力の育成を図り、また、家庭と連携し学習習慣の形成に向け、個に応じた学習活

動の一層の充実を図ります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 質問事項、質問要旨の（1）の再質問させていただきます。

私は、これまで県北で最も教育が充実した町、教育の町、和水町と言われるような教育環境が必要だと考え、質問を続けさせていただいております。

私が考える教育のまち・和水町とは、ゆとりをもって子供たちに迎え合える教育環境の実現したまちです。人が育つには、心のゆとりが大切です。そのことが実現できれば、不登校はゼロになり、いじめ防止にもつながると考えます。もちろん子供たちが主体的に学んでいくチャレンジも応援していきます。先生にも、心のゆとりが必要です。先生の働き方改革は一層、進める必要があります。

働き方改革は先生を楽にするものではありません。むしろ先生の探求する時間を確保することで、教育の水準が向上すると考えています。先生自身が学び続けることのできる環境の実現が必要です。

最後に、地域。地域の大人にも心のゆとりが必要です。大人は子供の学びを支援するだけの存在ではありません。大人自らも学びの主体となり、生涯、学び続けられる環境をつくる必要があると考え、質問を続けております。

質問要旨の（1）の再質問として、町長は、和水町の子育て支援施策について、わくわく子育て応援金や学校給食費の無償化など、とても充実した事業を実施されていると思いますが、その中で、次のステップとして子供たちの教育における和水町の独自の特色ある施策が必要だと私は考えています。和水町独自の特色ある施策について、町長の考えを簡潔にお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 特色ある教育施策についての質問です。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

和水町教育大綱において、教育の基本理念として人を育てる基本理念、和水町に生まれ、和水町で学び、和水町で生きることの喜びを体感できる教育の理想像づくりを目指すこととしております。

本年度、開始した夢チャレンジトークについては、町内の小・中学生が将来に夢を持ちチャレンジ精神を育むことを目的としたものであり、本年2月に開催しました子ども議会は、中学生からまちづくりに対する考え・意見・提案などを伺い、これからの和水町を創造し、21世紀の社会の形成に主体的に参画する人の育成につながっていくものと考えています。

さらに、箱根駅伝観戦ツアーについては、金栗四三先生を顕彰するとともに熱い思いを持って走る学生の姿を直接、肌で感じてもらうことで、大きな目標を持ち、たくましく育ってほしいという願いと、併せて行いました東京国立博物館への船山古墳の出土品の見学については、郷土へ

の誇りを醸成することを目的に始めたものです。

地域の自然・人・文化の特色を生かすとともに、小・中一貫教育の推進を図りながら、和水町の子供たちが夢と希望を持ち、郷土愛そして子供たちの豊かな心を育みたいと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 力強い具体的な答弁をいただいたと感じております。

では、次に質問要旨の（2）について再質問させていただきます。

先ほど質問の要旨（1）で、町長の教育施策に関する基本方針などについてお答えをいただきましたが、教育長の答弁にあった現在の和水町教育大綱や和水町教育創造計画には、現在、石原町長の考え等を踏まえたものになっているのかどうか、お尋ねします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの教育大綱のほうにつきまして、答弁したいと思います。

教育大綱につきましては総務課のほうで策定をしております。これは先ほどの町長の答弁でもありましたとおり平成28年2月に策定しております。これは平成27年4月1日に法が新しく施行されたことに伴いまして、町のほうで地方団体の長が国の教育振興基本計画の基本方針を参酌して、その地域の実情に応じた当該教育地方団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な政策の大綱を定めるとなっておりますので、平成28年2月で策定をしております。

よって、そのときは町長就任前でしたので、当然、その法律に基づいた大綱となっております。

また、この大綱につきましては、年に1回の総合教育会議というのを開催しておりますので、その中で熊本県の教育大綱等を参酌しながら、町長と教育委員会での協議というのは当然、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 御質問のありました教育創造計画につきまして御答弁申し上げます。

この計画は令和4年度から令和7年度までの計画になりますが、令和4年3月に改定したものでございますので、石原町長就任前に策定したものとなります。

しかしながら、計画内容に関しましては第2次まちづくり総合計画後期基本計画に沿ったリンクした内容になっているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問ありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 再質問を続けます。

教育大綱、教育創造計画共、石原町長が就任されて特に協議等は行われていないように理解しました。

令和の教育、石原町長が町民に約束した教育が実現する内容を盛り込んで、町長、そして教育委員会、改めて教育分野におけるまちの目指す姿、そして進むべき方向性について、確認・調整をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 御答弁申し上げます。

先ほど申し上げました和水町教育創造計画につきましては、熊本県の教育振興基本計画が本年秋頃を策定予定というふうになっておりますので、その熊本県の基本計画も参考にしながら、次期改定の検討を進めてまいりたいというふうに考えてます。

なお、先ほどからございました教育大綱とこの基本計画、本町でいうところの創造計画につきましては、法的にどちらが上位という明確な位置づけはございませんでして、地方公共団体の長がその総合教育会議において教育委員会と協議調整し当該計画をもって大綱に変えるというふうに判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないというふうにもされております。

実際に近隣の自治体におきましても、教育大綱をなくして計画のみと、基本計画のみとされている自治体もございますので、そのことも含めて今後、検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

計画の中に私の思いを入れるか入れないかという話だと思いますけれども、計画の大枠については、私の考えと一致しているところがございます。当然、一致しておりますので、施策として私の思っている先ほどから申し上げました夢チャレンジトークなど事業を展開しておりますけれども、施策として展開していければというふうに考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間少なくなりました最後の質問を受け付けます。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 答弁いただきました。

ぜひ、不登校ゼロ、いじめもゼロ、そして、教員の先生は働きやすい環境を実現していただきたいと提言します。

一般質問の結びに当たり、一言申し上げます。

令和6年度、新年度が始まりました。予算はあくまでもスタートです。予算がつけば課題が解決するわけでもありません。予算を生かせるかどうかは、役場と町民の皆様にかかっています。

この瞬間から、新しい令和6年度はスタートしたと私は感じております。私が最も大切にすべきことは、町民の命と財産を末永く守ることと考えております。

以上で、6番議員、齊木幸男の一般質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、齊木議員の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

13日は午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。

お疲れさまでした。

---

散会 午後3時18分